資料３

第４次兵庫県環境基本計画（仮称）
（素案）
【概要】

平成 25 年　月

兵庫県環境審議会総合部会

環境基本計画検討小委員会

目　次

第１部　計画の基本的事項 3
第１章　計画策定の趣旨 3
第２章　計画策定の目的 3
第３章　計画の性格 3
第４章　計画の期間 5

第２部　環境の現状 6
第１章　環境を取り巻く社会経済の状況 6
第１節　少子高齢化、人口の偏在化の状況 6
第２節　経済、エネルギーの状況 7
第３節　東日本大震災の影響 7
第４節　県民意識調査の結果 7
第２章　県の環境に関する現状と課題 9
第１節　「地球温暖化の防止」に関する現状と課題 9
第２節　「生物多様性の保全」に関する現状と課題 10
第３節　「循環型社会の構築」に関する現状と課題 13
第４節　「地域環境負荷の低減」に関する現状と課題 17
第５節　「環境保全・創造のための地域システム確立」に関する現状と課題 20

第３部　目指すべき環境の将来像 23
第１章　目指すべき環境の将来像 23
第２章　目指すべき各分野の将来像 25
第１節　「低炭素社会」の構築 25
第２節　「自然共生社会」の構築 25
第３節　「循環型社会」の構築 25
第４節　「安全で地域環境負荷の小さい社会」の構築 26
第３章　目指すべき社会づくりの向けた基盤整備 27

第４部　今後の環境施策の展開の視点 28

第５部　今後の環境施策の具体的な展開方向 30
第１章　「低炭素社会の構築」に向けた取組 30
第１節　施策の重点目標 30
第２節　具体的な取組事項 30
第３節　地域特性に応じた取組の方向性 35
第２章　「自然共生社会の構築」に向けた取組 37

第１節　施策の重点目標 37
第２節　具体的な取組事項 37
第３節　地域特性に応じた取組の方向性 42
第３章　「循環型社会の構築」に向けた取組 43
第１節　施策の重点目標 43
第２節　具体的な取組事項 43
第３節　地域特性に応じた取組の方向性 47
第４章　「安全で地域環境負荷の小さい社会の構築」に向けた取組 48
第１節　施策の重点目標 48
第２節　具体的な取組事項 48
第３節　地域特性に応じた取組の方向性 54
第５章　目指すべき社会づくりに向けた基盤整備 55
第１節　施策の方向性 55
第２節　具体的な取組事項 55

第６部　計画の効果的推進 61
第１章　計画の進行管理 61
第２章　環境指標 61

参考資料
環境を巡る情勢の変化 67

第１部　計画の基本的事項

第１章　計画策定の趣旨

○環境をめぐる情勢は、産業公害問題、生活排水や自動車排出ガス等の都市生活型公害が改善の方向へ向かう一方、地球温暖化や生物多様性といった新たな環境課題が顕在化している。

○本県を取り巻く環境課題は、多様化、複雑化しており、環境分野はもちろんのこと、環境を超えた他の政策分野にも深く関連している。

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴う全国的なエネルギー需給問題、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能問題など、全国的な新たな環境課題も生じている。

○一方で、本県の人口は平成 22 年 10 月の国勢調査より減少に転じ、今後、人口減少社会において持続可能な社会のあり方を示す必要がある。

○これらの課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき環境適合型社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため「第４次兵庫県環境基本計画」を策定する。

第２章　計画策定の目的

○健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

○県民、事業者、行政などの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

第３章　計画の性格

○環境の保全と創造に関する条例（以下「環境保全条例」）第６条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画

○「21 世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、教育、産業、社会基盤整備などの各分野における環境の保全と創造に関する取組と整合を図るための基本となる計画

○市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県

民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

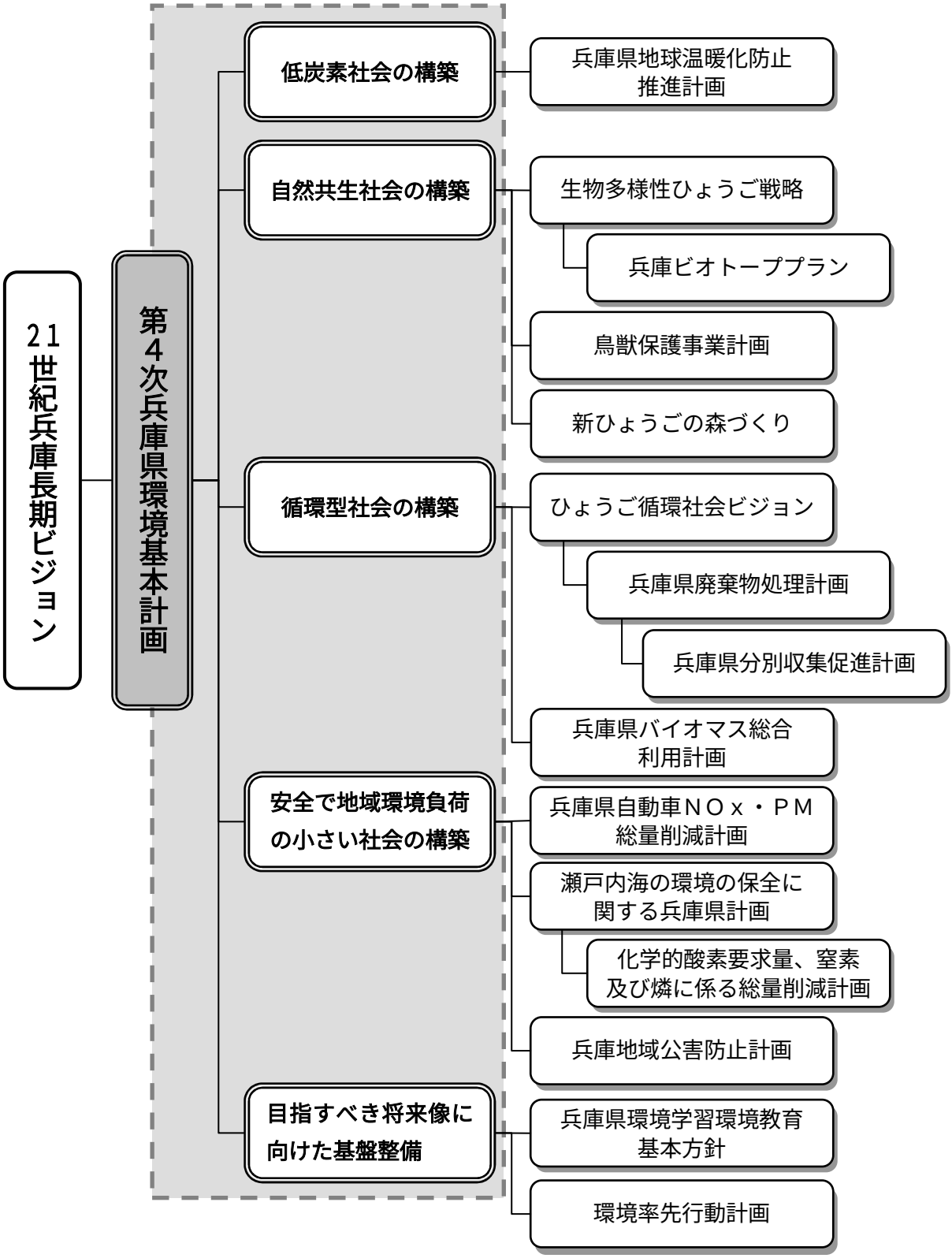

環境基本計画と個別計画の位置づけ

第４章　計画の期間

〇計画期間は、平成 52 年（2040 年）頃を展望しつつ、概ね 10 年間（平成 35（2023）年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として５年毎に見直しを行うこととする。

第２部　環境の現状

第１章　環境を取り巻く社会経済の状況

第１節　少子高齢化、人口の偏在化の状況

○本県の人口は、平成 22 年 10 月の国勢調査により、初めて人口減少化に転じ、人口減少社会に突入した。

○人口の減少幅は、長期ビジョン策定時の予想よりも大きく、2030 年（平成 42 年）には 512 万人に、さらには 2040 年（平成 52 年）には現在より 90 万人少ない 469 万人（2005 年比 16%減）となる見込みである。

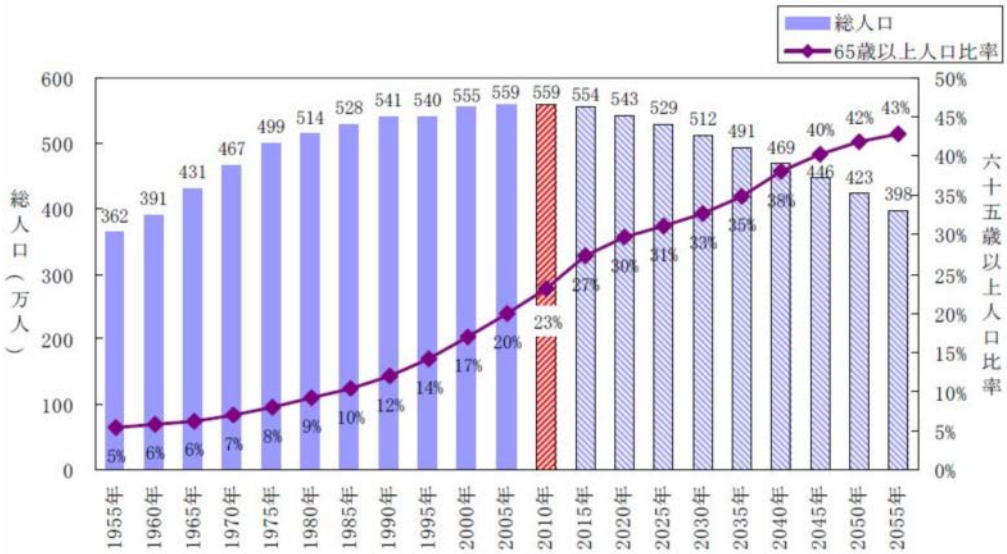

本県の総人口と 65 歳以上人口比率の推移
（出典：国勢調査(2010 年までは実績値)を基に兵庫県ビジョン課作成）

○人口の減少は、都市部でも見られ、神戸市においても約 154 万人（2010 年度）が 2035 年度においては約 137 万人に減少（－11%）すると推計されている。また、多自然地域では更に人口の減少が顕著であり、丹波市においては、約６万８千人（2010 年度）が 2035 年度には約５万３千人（－22%）となると推計されている。このように、今後、ますます都市部と多自然地域の人口の偏在が顕著になることが予測される。

○これに加え、高齢者人口の割合は、2035 年度には都市部においても 30%を超え、生産年齢人口割合が 60%を割り込むと予測されている。また、多自然地域においては、更に顕著であり、高齢者人口が 40%を超える地域も表れる。

○多自然地域においては、人口減少や子世代の流出などに端を発し、空き家の増加や荒廃、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や獣害の拡大などが進行し、集落での生活の安心感が低下、生活機能の維持が難しくなる地域が発生している。

○地方都市においては、まばらに住居やコミュニティが点在する「疎住化」が進み、都市機能・居住機能が拡散する傾向にある。このような中で、人口減少・高齢化などの影響により、中心市街地の商店街が衰退し、生活関連サービスの低下、公共交通の衰退につながっている。

○人口集中が当面継続する瀬戸内海臨海部の都市では、核家族化の進展、未婚率の上昇、高齢者を中心とする単身世帯の増加等による地域の連帯の弱まりなど、人と人とのつながりの希薄化が進んでいる。また、都市部における道路舗装、建築物の増加、冷暖房の使用増加などにより人工排熱量が増加し、ヒートアイランド現象が起こっている。

第２節　経済、エネルギーの状況

○国は、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す経済対策がとられようとしている。

○地域の自立・活性化に向けては、地域が有する人、モノ、カネなどの地域資源を域内・域外に適切に循環させることが重要である。農林水産物の域内循環による食料自給率の向上や、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの活用によるエネルギー供給などにより地域力を向上させる仕組みが必要である。

○企業の環境に配慮した商品の生産や、消費者の省エネ・省資源型製品の選択など、資源節約、環境制約を念頭に置いた環境と経済の好循環を育む様々な取組が広がりを見せている。

第３節　東日本大震災の影響

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故に起因した全国的な原子力発電所の停止により、夏季や冬季の電力需要に対する供給能力の不足が見込まれ、経済活動に大きな影響が出ている。

○関西電力管内においては、平成 24 年夏季ピーク時において、10%程度の電力不足が見込まれ、計画停電の準備が行われるなど、事業活動や県民生活にも大きな影響が生じている。

○一方で、震災以降、国民の間に節電に積極的に取り組む機運が高まっており、エネルギーの使用、再生可能エネルギーの導入の面から環境や持続可能性への意識に変化の兆しが見られる。

第４節　県民意識調査の結果

○平成 24 年度に、県民の環境問題に対する意識や取組と東日本大震災後、関心が高まっている節電への取組や再生可能エネルギーのあり方について調査を実施した。

○特に関心の高い環境問題は「地球温暖化」であり、71.8%が関心を持っているが、第３次環境基本計画策定時（平成 19 年度）と比較すると 9 ポイント減少した。次いで高い関心を示したのが「海洋や大気の汚染」であり、平成 19 年度と比較して 7.5 ポイント上昇した。これは、東日本大震災の影響により、身近な生活空間の環境への意識が高まったものと考えられる。

○環境をよくする活動として、マイバッグの持参や古紙・牛乳パックなどの回収活動は約７割の県民が実践しており、定着している取組といえる。

○生活の中での省エネルギー活動は、「テレビをつけっぱなしにしない」や「冷暖房を適温にする」などが多く実践されている。これから取り組みたい活動としては、LED 電球への交換や低公害車への買い替えに高い興味を示している。

第２章　県の環境に関する現状と課題

第１節　「地球温暖化の防止」に関する現状と課題

（1）現　状

○「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第四次評価報告書」によると、世界の平均気温は、1906 年から 2005 年の 100 年間に 0.74℃上昇し、最近 50 年間の気温の上昇は、過去 100 年間の傾向のほぼ２倍に増加している。また、世界平均海面推移は 20 世紀に 17cm 上昇した。

○近畿地方においても、100 年あたり 1.76℃の割合で気温が上昇している。

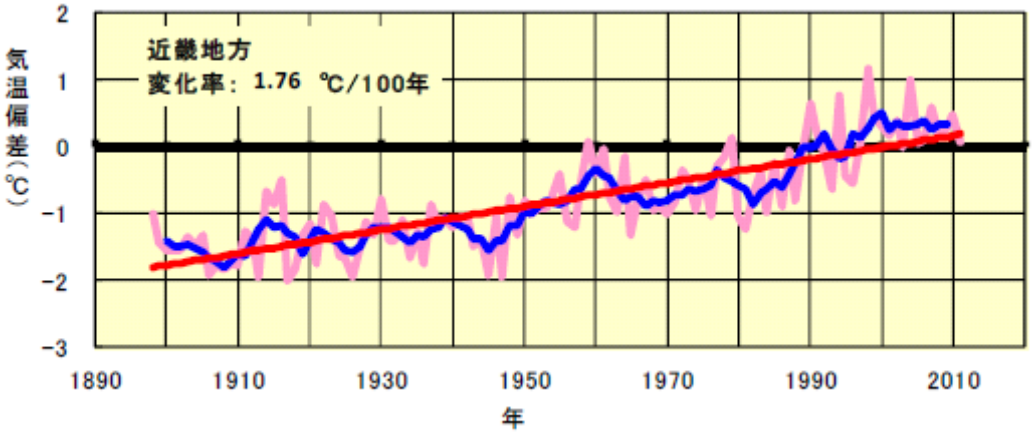

近畿地方における年平均気温の基準値（1981～2010 年平均）との差の経年変化（1898～2011 年）

「近畿・中国・四国地方の気候変動２００９」（大阪管区気象台）

○国では、京都議定書により 2008 年度から 2012 年度までの温室効果ガス排出量を 1990 年度比で６％削減する義務があり、森林吸収等の京都メカニズムを考慮した場合、2008～2010 年度の平均で 10.9%の削減となっている。

○本県では、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づき、2010 年度の温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 6.3%削減する見込値を設定しており、2010 年度の速報値では、8.2%の削減となっており、同計画に基づく見込値は達成する見込となった。

○部門別の温室効果ガス排出量は、1990 年度比で産業が 7.6%削減、運輸が 3.2%削減となっている一方、民生業務では 32.9%増加、民生家庭では 15.3%増加となっており、世帯数の増加、家電の大型化・台数の増加、オフィス・商業施設の床面積の増加などによる排出量の増加が顕著である。

○再生可能エネルギーの導入は、「グリーンエネルギー10 倍増作戦」に基づき、平成 14 年を基準年度として平成 22 年までに太陽光発電・風力発電の導入容量を 10 倍にすることを目標としていたが、平成 22 年度の実績では 6.3 倍に留まった。これは、国の住宅用太陽光発

電設備に係る補助が平成 17 年度末で一旦打ち切られたこと、及び大規模風力発電設備周辺における自然環境問題や騒音・低周波音等の問題が顕在化し、導入計画が大幅に見直されたことによる。

しかし、住宅用太陽光発電設備は、近年、国、県及び市町の補助制度とパネル価格の低下が相まって、着実に導入が進んでいる。更に、平成 24 年７月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、メガソーラー事業等の参入が急激に増加している。

○平成 23 年３月の東日本大震災以降、全国の原子力発電所が停止し、関西電力管内にある本県においても、原子力発電所の停止に伴う夏季及び冬季ピーク時のエネルギーのひっ迫が深刻な問題として顕在化している。

（２）課　題

○民生部門の温室効果ガスの増加が顕著であり、エネルギー消費の少ない暮らしの実現に向けた省エネ型ライフスタイルへの転換と定着が必要となっている。

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全国で夏季及び冬季におけるピーク時の電力がひっ迫しており、自立分散型の電源の確保、社会全体の省エネルギー化の推進が急務となっている。

○再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの低炭素化を進める上でも必要不可欠であり、地域の特長を活かした効果的な導入を進める必要がある。

○省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入には、環境産業を始め経済分野における導入促進策が必要であり、環境と経済の好循環が必要となっている。

第２節　「生物多様性の保全」に関する現状と課題

（１）現　状

○我が国は、平成５年に「生物多様性条約」に批准し、同年に同条約が発効されたことを受け、平成７年に「生物多様性国家戦略」が策定された。その後、平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、平成 22 年に生物多様性国家戦略が「生物多様性国家戦略 2010」として改定された。

○平成 22 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、今後 10 年間の生物多様性確保の世界目標である「愛知ターゲット」と、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する国際ルールとして「名古屋議定書」が採択されたことを受け、わが国のロードマップを示すため、生物多様性国家戦略を見直し、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年９月に閣議決定された。

○本県においては、平成 21 年３月に「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、「すべてのいの

ちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ」を基本理念に、「いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会」「人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会」「地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会」の３つの社会の実現を目標としている。

○本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 330 種、獣類 39 種が生息する豊かな生態系を構成しているが、近年、一部の野生動物生息数の増加や生息区域の拡大などにより、農林業被害や地域住民への精神的被害が発生しているほか、森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じているため、平成 24 年３月に「兵庫県第 11 次鳥獣保護事業計画」を策定し、野生鳥獣の適切な保護管理を進めている。

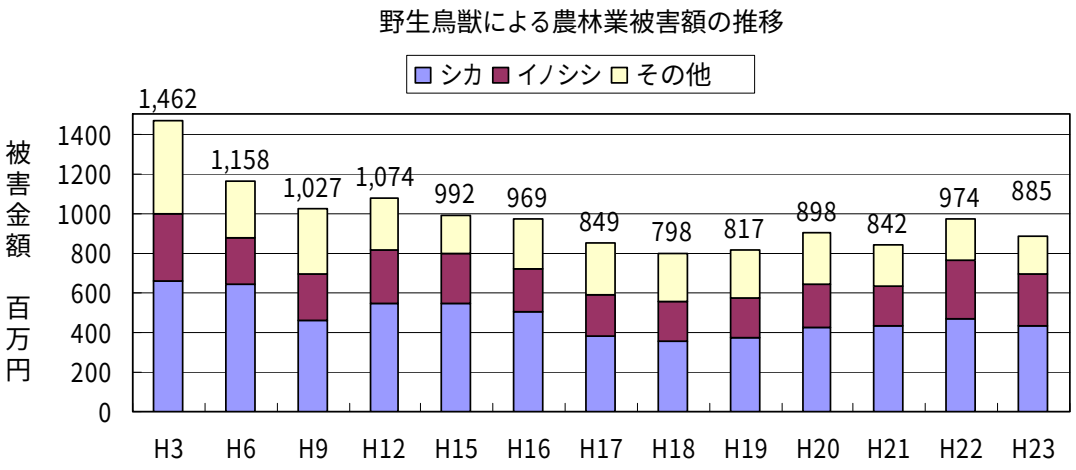

○森林の保全については、平成 14 年度から「新ひょうごの森づくり」を実施し、公共関与による森林管理の徹底や多様な担い手による森づくり活動を推進している。「森林管理 100%作戦」では、間伐の実施や里山林の再生により公益的機能が着実に向上しているほか、企業の森づくりや森林ボランティアリーダーの育成など、パートナーシップによる森林保全活動が進んでいる。

○身近な生活空間における自然とのふれあいでは、阪神北地域で行われている「北摂里山博物館」、東播磨地域で行われている「いなみ野ため池ミュージアム」、西播磨地域で行われている「西播磨なぎさ回廊づくり」など、地域の特長を活かした自然保護活動が展開されている。

○また、豊かな自然環境を再生する取組として、六甲山における生物多様性の保全の取組や、阪神南地域で行われている「尼崎 21 世紀の森構想」など、県民が主体となった取組が展開されている。

○瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法により水質は改善されたものの、藻場・

干潟の減少、底質の改善の遅れ、海洋ごみ等の顕在化、漁獲量の減少などの課題が生じている。そこで、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため環境省に働きかけるなど、新たな法整備に向けた取組を進めている。

○また、豊かで健全な閉鎖性海域の構築に向け、海域・陸域一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的・効果的な管理方策を明らかにした海域の行動計画（ヘルシープラン）を策定するため、環境省に播磨灘北東部海域を申請し、モデル海域に選定された。（平成 22 年度から３か年）今後、これまでの情報収集結果や現地調査結果、地域懇談会での意見を踏まえて、「播磨灘北東部地域ヘルシープラン」の策定を行うこととしている。

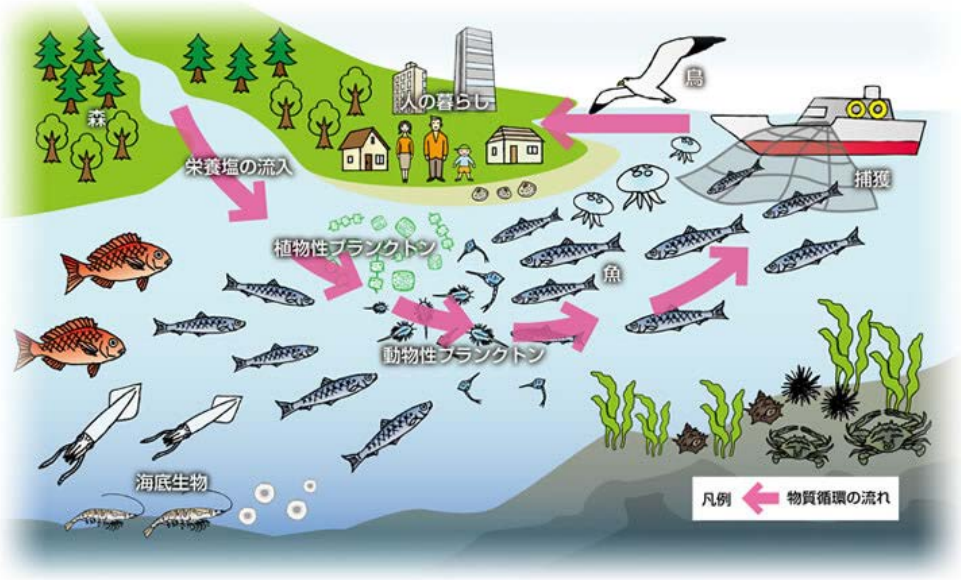

海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）の概念図

（出典：環境省ホームページ）

（2）課　題

○生物多様性の保全を進めるため、兵庫県固有の生態系の理解を深め、日常の暮らしや工事などにおいて、生物多様性保全への配慮が必要である。

○平成 22 年度より年間３万頭のシカ捕獲を実施しており、シカの推定生息数は減少に転じているものの、農業被害額については、明確に減少している状況にはなっていない。そこで、シカやイノシシの捕獲を進め、個体数の管理を進めるとともに、クマやサルについても、人と動物の棲み分けを進める必要がある。

○アライグマ、ヌートリアなどの外来生物の生息数が増加しており、本県固有の生態系を崩し、農業や生活環境への被害を及ぼしていることから、より一層の捕獲を進める必要がある。

○里地・里山・里海の管理の担い手不足により農地やため池などの荒廃を招いているため、

身近な自然の豊かさを保全する人づくりが必要となっている。また、人工林が高齢化していることから、経済林としての森林の再生、広葉樹林化などによる森林の公益的機能の保全を図る必要がある。

○多様な生物の生息する豊かな海を再生するため、健全な物質循環を確保するとともに、藻場・干潟などの浅海域の生息環境の保全を進める必要がある。

○本県は、瀬戸内海沿岸と山陰海岸沿岸に国立公園を有し、豊かな自然景観を形成している。特に、山陰海岸においては、「山陰海岸ジオパーク」が平成 22 年 10 月に世界ジオパークに登録され、また、「円山川下流域・周辺水田」が平成 24 年７月にラムサール条約湿地に登録されるなど、豊かな自然が世界的に認知されている。これらの地域資源を活用し、自然とのふれあいの場の環境を保全する必要がある。

第３節　「循環型社会の構築」に関する現状と課題

（1）現　状

○兵庫県廃棄物処理計画（平成 19 年策定、現在改定作業中）では、平成 22 年を中間目標年度とし、諸施策を展開している。

○廃棄物処理計画の平成 22 年度実績では、一般廃棄物排出量については、１人１日当たり排出量が 910g/人・日となっており、全国平均を下回り、ごみの減量が急速に進んでいる。

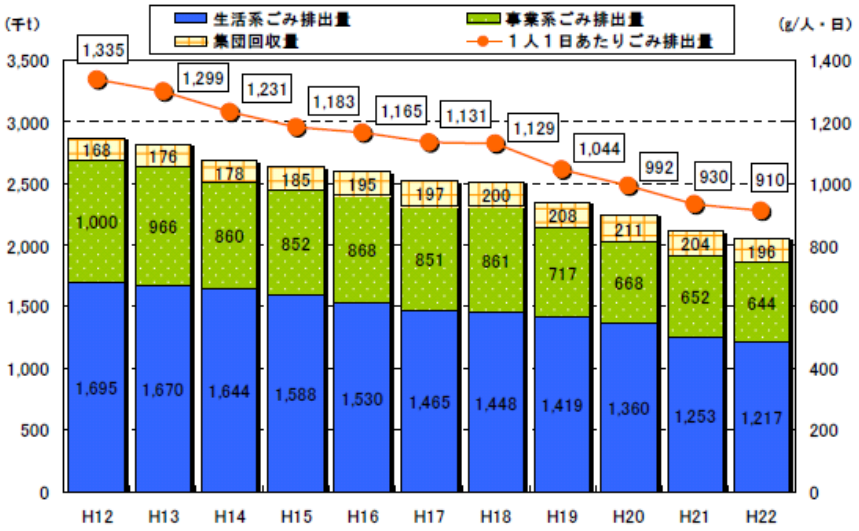

一般廃棄物排出量の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○一般廃棄物の再生利用率は増加しており、平成 12 年度（12.2%）に比べ、平成 22 年は 17.4%と増加している。しかしながら、全国平均（20.8%）に対して 3.4%低い。

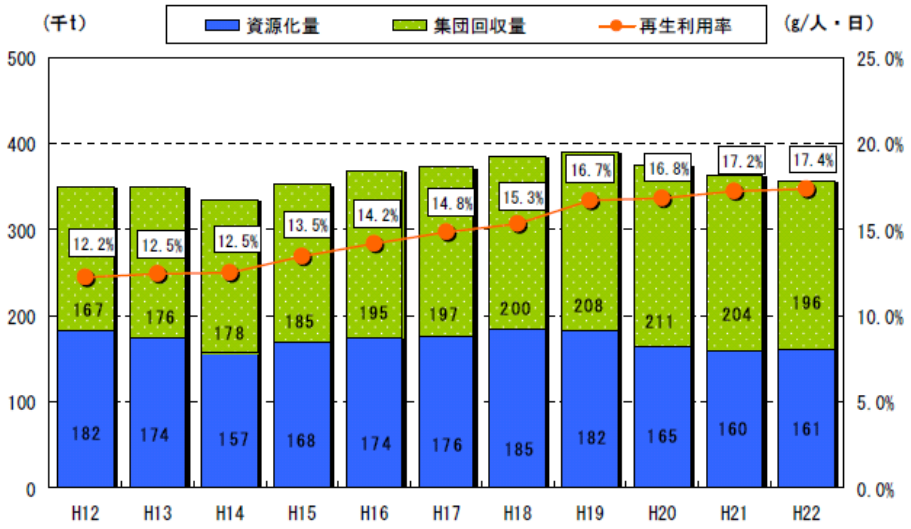

一般廃棄物の再生利用量の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○一般廃棄物の最終処分量は、一貫して減少傾向にあり、平成 22 年度の最終処分量は平成 12 年度から 55.2%減少している。

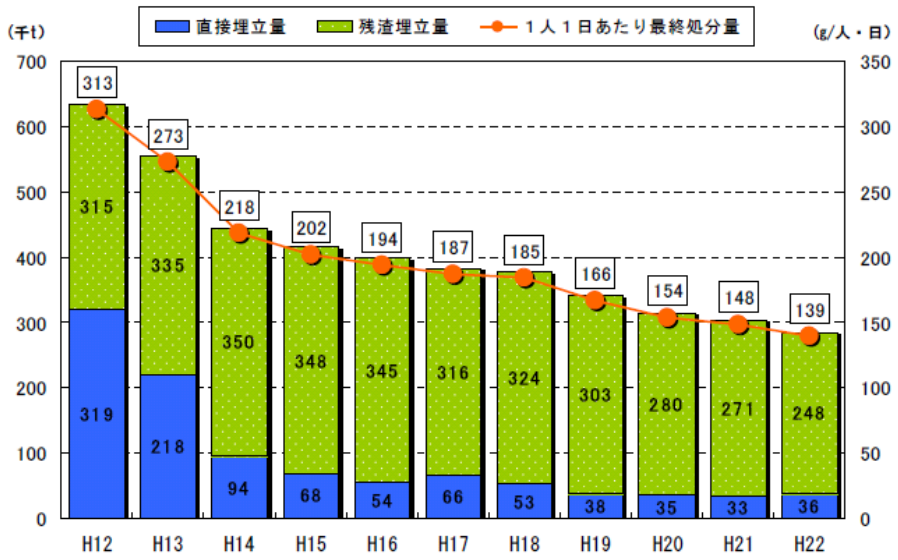

一般廃棄物の最終処分量の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○産業廃棄物の排出量は、平成 11 年度以降横ばいで推移している。

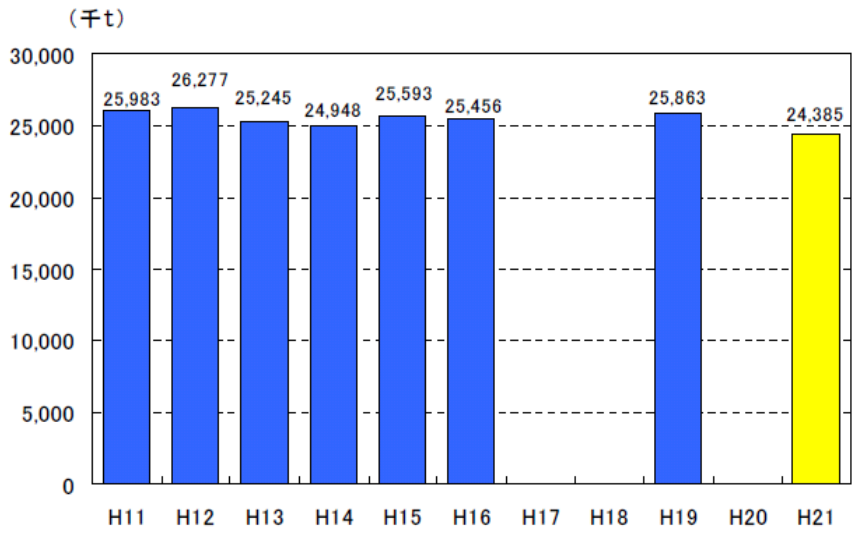

産業廃棄物の排出量の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○産業廃棄物の再生利用量は、平成 11 年度以降増加傾向であり、再生利用率も平成 21 年度で 44.1%と増加しているが、全国平均と比べ約９ポイント低くなっている。

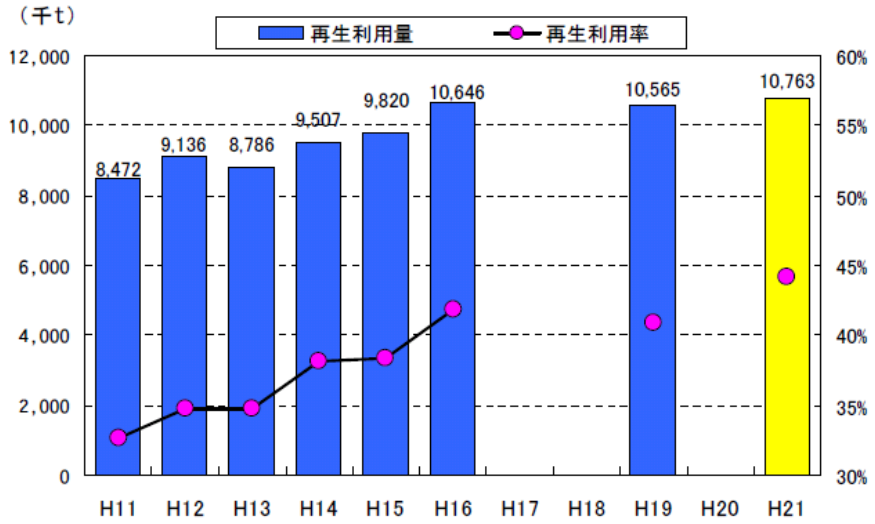

産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○産業廃棄物の最終処分量は、平成 11 年度以降減少傾向にあるが、平成 16 年度以降はほぼ横ばいで推移している。

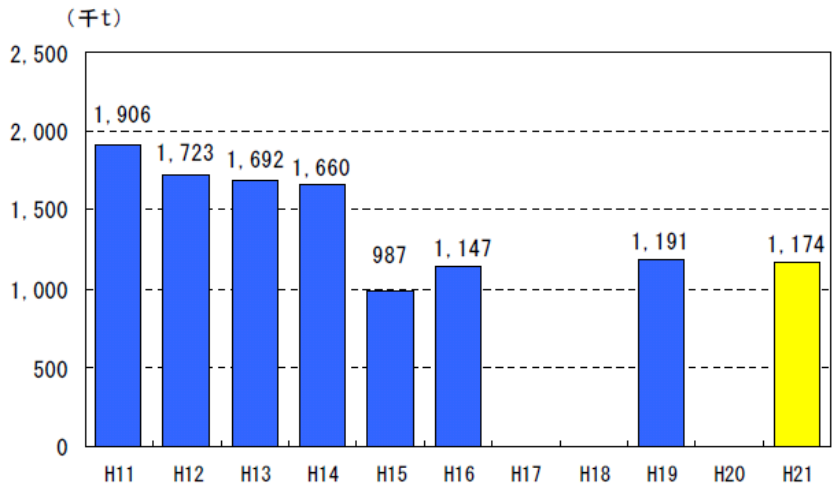

産業廃棄物の最終処分量の推移

（出典：兵庫県環境整備課調べ）

○不法投棄の件数は、10 トン以上の投棄件数は平成 18 年度以降減少傾向を示しており、近年では年間５、６件程度になっている。また、投棄量も減少傾向にあり、平成 22 年度は 1,358 トンとなっている。

○容器包装廃棄物の分別収集において、10 品目の分別回収を行っている市町は 29 市町となっている。

○ごみ減量化の取組は、北播磨地域で行われている「ごみ２割削減“北はりま”大作戦」や但馬地域で行われている「クリーン但馬 10 万人大作戦」など、各市町や県民局において県民と一体となった取組が行われている。

（2）課　題

○平成 22 年度、一般廃棄物の１人１日あたり最終処分量は全国ワースト５位、産業廃棄物の最終処分率は全国平均より 1.2 ポイント高い 4.7%、一般廃棄物の再生利用率が全国平均より 3.4 ポイント低い 17.4%となっていることから、全国平均より多い最終処分量を削減していくために、廃棄物の排出量の削減や再生利用を促進する必要がある。

○循環型社会・低炭素社会の統合的向上に向け効果的な環境対策を講じていく必要があるため、ごみ発電の導入やカーボンニュートラルな循環資源としてバイオマス系循環資源を有効活用した取組を進める必要がある。

○廃棄物の不法投棄量は減少傾向にあるが、内容について悪質化の傾向が見られるため、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対処が必要である。

○ＰＣＢの適正な処理のため、国が処理体制の整備を進めているが、処理体制が確立してい

ないことなどから、処理期限を平成 39 年３月末まで延長したため、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改定し、引き続き、ＰＣＢを適正に保管・処理する必要がある。

第４節　「地域環境負荷の低減」に関する現状と課題

（1）現　状

○本県における大気環境、水環境については、様々な環境保全対策を講じてきた結果、長期的には大幅に改善され、近年は横ばいの状況が続いている。

環境基準の達成状況（平成 23 年度）

・一般環境大気測定局（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

二酸化硫黄は 40 測定局すべてで、二酸化窒素は 58 測定局すべてでそれぞれ達成している。

浮遊粒子状物質は、長期評価で 56 測定局中 40 測定局で環境基準を達成している。なお、非達成の 16 測定局については、５月の黄砂の影響による。

微小粒子状物質（PM2.5）は４測定局すべてで環境基準非達成である。

・自動車排出ガス測定局（一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

一酸化炭素は 25 測定局すべてで、二酸化窒素は 31 測定局すべてで環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質は 27 測定局中 20 測定局で環境基準を達成している。なお、非達成の７測定局については、５月の黄砂の影響による。

微小粒子状物質（PM2.5）は３測定局中１測定局で環境基準を達成している。

・光化学オキシダント

52 測定局すべてで環境基準非達成である。平成 23 年度は、光化学スモッグ注意報の発令はなく、光化学オキシダントによる被害届は出ていない。

・有害大気汚染物質

８地点で 19 物質について測定を行っており、環境基準が設定されている４物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）についてはすべての地点で環境基準を達成している。

・騒音

常時監視 40 地点中 31 地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している。

常時監視以外の 19 地点では、15 地点において全時間帯で環境基準を達成している。

・振動

振動の測定を行った 15 地点では、すべての地点において全時間帯で要請限度を超過していない。

・航空機騒音（大阪国際空港、関西国際空港）

大阪国際空港周辺の航空機騒音は、専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、10 測定局中９局で環境基準を達成しているが、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では２測定局とも環境基準を達成していない。

関西国際空港周辺の航空機騒音は、淡路市及び南あわじ市の５地点で測定を行ってお

り、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、すべての測定地点においてⅠ類型（住居系地域）の環境基準値に比べ低い状況にある。

・新幹線騒音、振動

騒音については、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では 12 地点中９地点において、商工業の用に供される地域等（Ⅱ類型）では２地点すべてにおいて環境基準を達成している。なお、環境基準非達成の３地点は、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

振動については、全 14 地点において指針値（70dB）を下回っている。

・公共用水域

健康項目については、27 項目中、砒素、ふっ素を除く 25 項目で、すべての測定地点で環境基準を達成している。なお、いずれの地点においても、水道水源の利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

生活環境項目については、河川では長期的には改善傾向、海域では横ばい傾向である。

河川ＢＯＤ：39 水域すべてで環境基準を達成

海域ＣＯＤ：26 水域中 20 水域で環境基準を達成

海域Ｎ，Ｐ：９水域中８水域で環境基準を達成

湖沼ＣＯＤ：１水域すべてで環境基準非達成

湖沼Ｐ　　：１水域すべてで環境基準非達成

・地下水

全環境基準項目調査を基本として 106 地点で調査を行い、101 地点で環境基準を達成した。

・ダイオキシン類

大気（10 地点）、水質（15 地点）、底質（15 地点）、土壌（５地点）の測定地点すべてで環境基準を達成している。

一般環境大気汚染の推移

（出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 23 年度)」）

自動車排出ガスによる大気汚染の推移

（出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 23 年度)」）

$$※環境基準達成率 = \frac{環境基準達成水域数}{水域数} \times 100$$

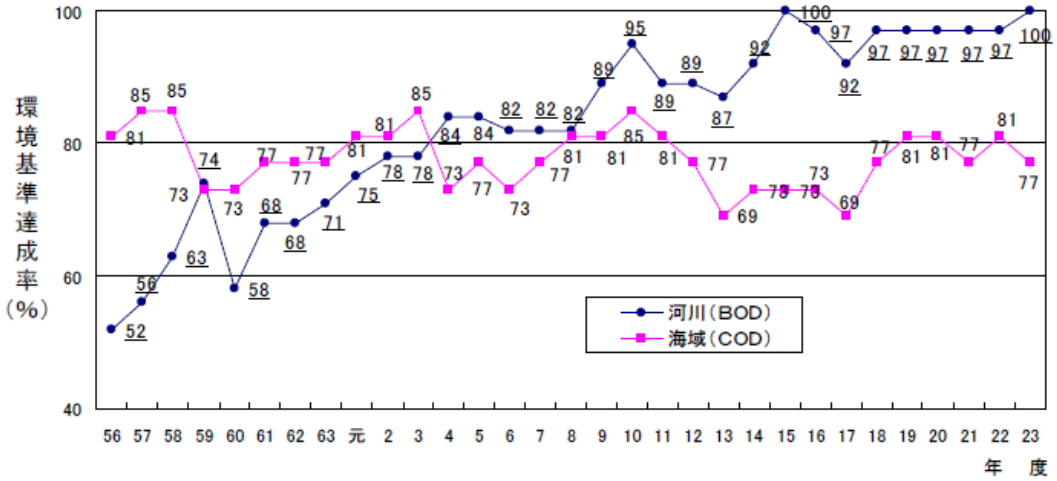

公共用水域における水質環境基準達成率の推移

（出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 23 年度)」）

（2）課　題

○大気汚染の状況は全県的に概ね環境基準を達成しているが、阪神東南部地域の道路沿道についてはすべての地点で環境基準を達成している状況ではないため、ディーゼル自動車等の運行について、引き続き対策を継続する必要がある。

○新たな課題である PM2.5 について、生成機構など未解明な部分が多いことから、測定局の整備を進めるとともに、成分について調査・研究を進め、越境等による影響も含めた原因分析を行う必要がある。

○公共用水域では、河川におけるＢＯＤはすべての流域で環境基準を達成しているが、海域においては、閉鎖性海域で水交換の悪い大阪湾及び播磨灘の一部海域で依然としてＣＯＤの環境基準が達成されていないため、引き続き対策を講じる必要がある。

○騒音、振動に係る苦情など、身近な生活環境に係る問題も依然として残っており、県民が安心して生活できる環境づくりに向けた取組を進める必要がある。

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故に関連し、県民の安全・安心の確保のため、継続的な放射性物質のモニタリングを実施するとともに、適切な情報提供を行う必要がある。

○身近な生活環境の安全を確保するため、災害に強い森づくりを進め、自然災害に備えた取組を推進する必要がある。

第５節　「環境保全・創造のための地域システム確立」に関する現状と課題

（1）現　状

○幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた環境学習・教育を総合的に展開している。

①ひょうごっこグリーンガーデンの推進［幼児期］

・体験プログラム開発・実践事業指定園数(H23)　１０園

・ひょうごっこグリーンガーデンサポート事業実施園・所数(H23)　300 園

・環境学習実践研修受講者数(H23)　107 人

②ひょうごグリーンスクールの推進［学齢期］

・環境体験事業（小学３年）実施校数(H23)　790 校（全公立小学校）

・自然学校推進事業（小学５年）実施校数(H23)　791 校（全公立小学校）

③ひょうごグリーンサポートクラブの展開［成人期］

・ひょうごグリーンサポーター登録者数(H23)　944 人

○環境学習・教育を総合的に推進するため、必要となる基盤の整備と実施主体への支援を実施している。

・ひょうごエコプラザ利用者数(H23)　5,233 人

・エコツーリズムバス利用台数・利用者数(H23)　247 台・11,258 人

・ひょうご環境体験館利用者数(H23)　28,504 人

・ひょうごエコフェスティバル２０１１来場者数(H23)　約 32,000 人

○兵庫県内で「環境の保全の活動」を行っている NPO 法人は、平成 20 年度末の 290 団体から、平成２３年度末で 384 団体（兵庫県・神戸市認定の法人数）に増加した。

○各県民局において地域の特長を活かしながら県民と一体となった環境保全活動に取り組んで

いる。

神戸	六甲山における生物多様性の保全
阪神南	尼崎２１世紀の森構想
阪神北	北摂里山博物館
東播磨	いなみ野ため池ミュージアム
北播磨	ごみ２割減量“北はりま”大作戦
中播磨	水辺の自然環境学習キャンプ
西播磨	西播磨なぎさ回廊づくり
但馬	クリーン但馬 10 万人大作戦
丹波	丹波の環境パートナーシップづくり
淡路	あわじ環境未来島構想

○平成 25 年４月より、改正環境影響評価法が全面施行され、方法書の作成前段階として、計画段階配慮書手続きが創設された。このことにより、事業実施のためのアセスメントから、計画段階での環境配慮手続により、より早期の住民関与が可能となった。

○県内の環境関係機関・研究機関と連携しながら、環境施策や取組を充実させている。

①（財）ひょうご環境創造協会

太陽光発電の導入拡大への支援、環境学習・教育の支援等幅広い環境問題に対し、県民、NPO・NGO、企業、行政とともに一元的・総合的な取組を実施している。

②兵庫県環境研究センター

県と連携して県民の安全・安心を確保するため、未規制化学物質の実態調査、PM2.5 の成分分析、環境危機に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案している。

③兵庫県森林動物センター

野生動物と人とのあつれきの課題解決のため、科学的な調査研究に基づき生息地管理、個体数管理、被害管理を行うことにより、野生動物の保護と管理を実施している。

④国際研究機関

・地球環境戦略研究機関（IGES）

・アジア太平洋地球変動ネットワーク（APN）

・国際エメックスセンター

（2）課　題

○環境に配慮した行動につながる意識啓発と、環境学習・教育による次世代の環境を担う人づくりを進めていく必要がある。

○都市部で進む単身化による人と人とのつながりの希薄化など、本県の状況を踏まえながら、NPO 等地域における環境保全活動の支援による地域の取組を促進したり、都市と農村の交

流の促進による県民一体となった環境保全活動を推進する必要がある。

○中間支援組織や研究機関等との連携による官・民の連携を強化し、環境施策や取組を充実させる必要がある。

○行政・事業者による環境保全活動を行う上で必要な環境情報を積極的に公開していく必要がある。

○阪神淡路大震災の経験や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、災害に強い森づくりや身近な生活空間における防災公園の整備など、地域において防災・減災を意識した環境保全対策の推進を図る必要がある。

第３部　目指すべき環境の将来像

第１章　目指すべき環境の将来像

・「低炭素」「循環」「自然共生」「安全・地域環境負荷」といった環境各分野の連携と、「経済」「防災」「交通」といった環境に関連する他分野との政策領域の統合の視点を踏まえ、総合的かつ横断的な環境施策の推進がなされている持続可能な社会を目指す。
・人口減少社会を踏まえ、地域の特長を活かした施策展開や、人づくり・まちづくりを通じたネットワークの形成がなされている社会を目指す。

○第３次兵庫県環境基本計画では、「地球温暖化の防止」「循環型社会の構築」「生物多様性の保全」「地域環境負荷の低減」の４項目を柱とし、それぞれに施策の目標を設定し、取組を進めてきた。

○平成 24 年４月に策定された国の第４次環境基本計画では、人間社会の発展と繁栄を確保していくために、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要であるとし、その前提として、これら３つの社会を構築する基盤となる「安全」が確保される社会が必要であるとされた。

○本県においては、大気環境や水環境については長期的に改善傾向を示しているものの、すべての環境基準が達成されている状況にはなっていない。したがって、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に並び重要な要素である、“ 予防原則 ” の視点も含めた「安全で地域環境負荷の小さい社会」の構築は、国の目指すべき３つの社会像と並ぶ重要な要素である。

○一方、環境問題は、経済、農林水産、まちづくり、交通、防災、健康福祉といった他の政策領域とも密接に関連しており、それぞれの分野における目指すべき社会と環境分野の目指すべき社会を統合的に向上させることが求められている。

○これらを踏まえ、目指すべき将来像として「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で地域環境負荷の小さい社会」の４つを掲げるとともに、人口減少社会の中で、地域の特性に根ざした「豊かで美しい環境」を将来世代に引き継いでいくための総合的な指針として、次の基本理念を掲げるものとする。

＜基本理念＞
将来世代に引き継ぐ「豊かで美しい環境」の実現
～日本の縮図から発信する兵庫版 “ 環境適合型社会 ” の構築～

環境施策の展開のイメージ

第２章　目指すべき各分野の将来像

・ここでは、第１章に掲げた“将来世代に引き継ぐ「豊かで美しい環境」の実現”に向け、社会のあるべき姿として「低炭素型社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で地域環境負荷の小さい社会」の４つの社会の将来像を示す。

第１節　「低炭素社会」の構築

地球温暖化の防止を進めるため、日常生活や経済活動に「低炭素」のしくみが組み込まれた社会が必要である。省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換へ向けた施策展開を図る。

目指すべき「低炭素社会」の将来像

(1) 日常生活や経済活動において、温室効果ガスの排出の少ない仕組みが浸透している
(2) 再生可能エネルギーが大量に導入され、地域特性に応じエネルギー需給が最適化されている
(3) 森林の整備が進み、CO_2吸収源としての機能が強化されている
(4) 建築物や交通などの低炭素化により、環境と共生するまちづくりが進んでいる

第２節　「自然共生社会」の構築

本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき自然環境を良好に保ち、多様な生物が暮らす豊かな生態系を保つ施策を展開する。また、シカ等の野生鳥獣の頭数の管理と適正な生息環境の保全を進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図る。

目指すべき「自然共生社会」の将来像

(1) 生物多様性が保全され、豊かな生態系が保たれている
(2) 野生動物の適正な保護管理が行われ、人と野生動物が共生している
(3) さまざまな担い手により、里地・里山・里海が適切に管理され、健全に水や物質が循環する豊かな自然が保全・再生されている
(4) 人と自然とのふれあいの場が充実し、身近に自然の豊かさを感じることができる

第３節　「循環型社会」の構築

廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の投入の少ない生活や経済活動への転換を図るとと

もに、リサイクルを促進し、最終処分の少ない社会システムを構築する。

また、豊かな森林を有する本県の特長を活かし、間伐材等の未利用木材等のバイオマスが地域内で消費される地域循環圏の構築を目指す。

目指すべき「循環型社会」の将来像

(1) 天然資源への依存度の少ない生活や経済活動が進み、廃棄物の発生の少ない社会システムが確立している
(2) 発生した廃棄物も、資源やエネルギーとして回収され、再利用されるリサイクルシステムが構築されている
(3) 地域で発生したバイオマス資源が地域の中で地産地消される地域循環圏が構築されている
(4) やむを得ず発生した廃棄物が適正に処理され、安全かつ確実に最終処分されている

第４節　「安全で地域環境負荷の小さい社会」の構築

本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施する。

また、化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策の推進を図る。

目指すべき「安全で地域環境負荷の小さい社会」の将来像

(1) 空気や水がきれいで、快適な生活環境が確保され、安心して暮らすことができている
(2) ごみが捨てられていない美しい環境が確保されている
(3) 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響を未然に防ぐ対策が進んでいる
(4) 自然災害に備えた安全・安心な生活環境づくりのための整備が進んでいる

第３章　目指すべき社会づくりに向けた基盤整備

第２章で示した目指すべき将来像の実現には、それぞれの課題に応じた取り組みに加えて、全体に共通して対応が必要な基盤整備が重要である。

そのために、人と人、地域と地域など、環境をつなぐネットワークを構築し、地域が一体となった取組を進めるとともに、環境学習・教育を通じ、次代を担う人づくりを進める。

また、新たな課題に適切に対処するため、研究機関との連携や国際協力を進め、豊かで美しい環境の維持、影響の未然防止に向けた取組を進める。

目指すべき社会づくりに向けた基盤整備の姿

（１）持続可能な社会の実現を目指す人づくり

県民一人一人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、幼児期からシニア世代まで、自分の身近な環境から持続可能な社会づくりについて学び、体験する環境が整っている。

また、さまざまな民間団体がネットワーク化されより高い水準で環境体験や環境学習が提供されるとともに、地域に根ざした活動を積極的に展開し、人づくり・地域づくりの取り組みが面的広がりを持って進められている。

（２）環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進

事業者が提供する環境負荷の小さい工業製品や農林水産物、サービスなどが新たな付加価値として市場で評価され、日常生活では、誰にでもわかりやすい環境ラベルの浸透により、多くの県民が環境配慮型の商品・サービスを自然と選択し評価する社会システムが構築されている。

また、事業者が能動的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で県民に届けられ、安心して暮らすことができる社会が整っている。

（３）様々な主体との協働による取組の推進

地域の中に、県民が自発的に環境活動に参加できる受け皿が行政、事業者など様々な主体によって支えられ、多数整備されている。多くの県民がそのような場を活用し、身近な環境活動への参画、環境保全活動に取り組んでいる。

また、環境に関する最新の研究結果や動向などが県内の環境研究機関から県民へわかりやすい形で提供されているとともに、県の環境関連施策の展開に効果的に活用されている。

第４部　今後の環境施策の展開の視点

・第３部で記載した「目指すべき環境の将来像」を実現するための具体的な施策の展開方向を記載する。
・施策の展開に当たっては、「取組環境配慮型行動への転換」「地域資源を活かした環境施策の展開」「分野間の連携による効果的な施策推進」の観点を重視し、横断的な取組を効果的に進める。

視点１　持続可能な社会に向け県民・事業者・行政すべてが主体となって取り組む環境配慮型行動への転換

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災と、これに伴う原子力発電所事故により、夏季及び冬季のピーク時における全国的な電力不足が発生したが、県民・事業者・行政など各主体の積極的な節電行動により、震災前と比較して節電意識が定着しつつある。

○平成 24 年９月に行った県民意識調査においても、環境に対する関心は高く、生活における省エネ活動では、ＬＥＤ電球への交換や低公害車の購入意欲も高い。

○県内で活動するすべての主体が、環境に対する高い意識を継続的に持ち、多くの人が実際の行動に移す社会に転換する必要がある。

視点２　特色ある自然・伝統・文化などの地域資源を活かした環境施策の推進

○平成 22 年の国勢調査において、昭和 25 年以降増加していた本県の人口は、阪神・淡路大震災のあった平成 7 年を除いて初めての減少となった。今後、人口減少と少子高齢化の進展は、地域によって大きく異なり、都市部と多自然地域の地域差はさらに広がることが推測される。

○そのような中、持続的発展と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、それぞれの地域が有する自然・伝統・文化など有形無形の地域資源を十分に活かした取組を進めることが必要である。

○また、将来世代に豊かな環境を継承するためには、次世代の担い手づくりが重要であり、地域に根差した環境学習・教育を進めるとともに、環境に配慮したまちづくりのあり方の指針を示す必要がある。

視点３　さまざまな分野間の連携により各社会を統合的に向上させる効果的施策の推進

○国の第４次環境基本計画では、「環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、社会経済システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済、社会の側面についても健全で持続的である必要がある」とされている。

○環境的側面から見た目指すべき将来像それぞれは個別に存在するものではなく、「低炭素」と「循環」あるいは「循環」と「自然共生」のように、密接に関連するものである。真の持続可能な社会を実現するためは、それぞれの目指すべき将来像を連関したものとして捉えるとともに、それぞれの将来像の一体的な実現に向けた取組を進めることが重要である。

○そのためには、選択と集中による効果的な取組とあわせて、環境内部の政策分野あるいは環境とそれ以外の政策分野など、既存の枠組みを越えて、目指すべき将来像を共有することが必要である。

第５部　今後の環境施策の具体的な展開方向

第１章　「低炭素社会の構築」に向けた取組

第１節　施策の重点目標

○地球温暖化による気候変動は既に始まっているおそれがあるが、これらの重大な影響を回避するためには、2050 年までに、全世界の温室効果ガス排出量を基準年（1990 年）の水準から半減する必要があるとされており、日本においては、2050 年までに基準年比 80%の削減を行う長期目標を掲げている。

○平成 23 年３月に発生した東日本大震災とそれに起因する福島第一原子力発電所の事故により、全国の原子力発電所が停止した。多くの県民が電力需給のひっ迫に対応した節電・省エネの取組を行うなど、エネルギーについての関心が高まった。

○これらの状況を踏まえ、県民・事業者・行政がエネルギーの確保と温室効果ガス削減の両立に向けた取組を一体となって進めるため、下記の重点目標を掲げ対策を進める。

「低炭素社会の構築」に向けた重点目標

(1) 平成 32 年度(2020 年度)の県内温室効果ガス排出量を平成２年度(1990 年度)比【今後検討】%削減する
(2) 平成 32 年度(2020 年度)の再生可能エネルギー導入量を【今後検討】ｋWにする

第２節　具体的な取組事項

・今後 10 年で取り組んでいくべき施策の視点で記載。

１　低炭素型の産業活動の推進

ア　排出抑制計画制度の推進

●兵庫県地球温暖化防止推進計画に基づき、環境保全条例による排出抑制計画を事業者に求め、実績の公表について検討を行う。

●工場における排熱など、利用可能なエネルギーの活用を図る。

イ　経済的手法による排出削減

●CO_2削減クレジットなど、CO_2の排出と経済をつないだ施策を実施し、環境と経済の好循環を図る。

●生産エネルギーの低炭素化・高効率化のための技術開発、高効率機器の導入、再生可能エネルギーの利用拡大により、低炭素製品製造のための環境技術を有する企業、革新的な環境技術を開発する企業が新たな資金を調達できる仕組み（環境金融商品、助成など）を検討する。

ウ　CO_2の見える化の推進

●中小企業等における「省エネ診断」の受診などを積極的に促進し、事業所におけるCO_2排出量を見える化し、事業所における省エネ対策を推進する。

エ　農林水産物の県産県消によるフードマイレージの削減

●県産農林水産物の県内消費を促進することにより、農林水産業の振興を図るとともに、輸送に伴う温室効果ガスの排出抑制を図る。

◇各主体の取組の方向性（記載例）

◆県　民◆

・日常生活の中で、県産の農林水産物を積極的に購入するよう意識し、食品の輸送に伴う温室効果ガスの排出（フードマイレージ）の削減に寄与する低炭素型産業を支援する。

◆事業者◆

・大規模事業者は、環境保全条例に基づき排出抑制計画を策定し、計画的に温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、取組の状況について積極的に公表するよう努める。

・省エネ診断を積極的に受診し、事業活動の省エネ化を図る。

◆行　政◆

・環境保全条例に基づき、事業者に対し温室効果ガスの削減について指導を行う。

・県産農林水産物について県民に広くＰＲし、県内農林水産業の振興を図ると同時に温室効果ガスの削減を進める。

２　低炭素型ライフスタイルへの転換

ア　「うちエコ診断」の推進

●家庭の温室効果ガス排出量を「見える化」して、ライフスタイルに応じた削減対策を個別に提案する「うちエコ診断」を県民に広く周知し、県民の省エネ行動を促進する。

イ　住まいの省エネ化・省エネ機器の購入の推進

●住宅用太陽光発電、家庭用燃料電池、ヒートポンプなど、家庭の省エネ・節電に寄与する機器の導入を支援し、家庭の省エネ化を図るとともに、高気密・高断熱住宅の普及を図る。

●省エネ機器の導入を促進するため、エコポイント制度等の経済的インセンティブを与え、家庭における省エネ機器の導入を促進する。

ウ　省エネ・節電行動の推進

●冷暖房温度の適正化、省エネ家電製品への買い換え、エコドライブ、住宅の新築・改築時の省エネ設備の採用など「地球温暖化防止県民行動指針」に基づく行動を促進する。

●「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」の活動を推進し、節電行動の普及啓発を図る。

●省資源・省エネルギーなどの普及啓発により、資源とエネルギーを大切にし、身近な暮らしや経済活動から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりを促進する。

●地球温暖化防止活動推進員などによる地域での普及啓発活動を推進し、県民に地球温暖化防止活動について広く周知を図る。

●関西広域連合の取組と連携し、夏季及び冬季のピーク電力の抑制について、広く県民に普及啓発を行う。

●削減努力をしても避けられないCO_2の排出について、他の削減行動に投資するなどによりCO_2の相殺を行う「カーボン・オフセット」への取組を推進する。

エ　CO_2排出の少ない交通手段の選択

●自家用車の使用を控え、鉄道、バスなどの公共交通機関の活用を推進する。

オ　県産農林水産物の消費促進

●県産農林水産物の消費を促進し、フードマイレージの削減に配慮した買い物を推進する。

カ　グリーン購入の推進

●県・市町などの行政機関は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に則り、率先してグリーン購入に努める。

●事業活動や生活において、環境に配慮された商品の購入を促進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

３　再生可能エネルギーの導入拡大

ア　太陽光発電の導入拡大

●住宅用太陽光発電については、多くの県民が設置を検討する段階に入っていることから、融資制度を充実させ、設備導入のインセンティブとするとともに、「太陽光発電相談指導センター」によるきめ細やかな相談体制を維持する。

●地域における再生可能エネルギーの大幅導入のため、休耕田や遊休地を活用し、メガソーラーなど大規模な太陽光発電設備を導入する。

イ　未利用エネルギーの発掘と利活用

●ダム、下水道などを活用した小水力発電の導入を検討する。

●湯村温泉におけるバイナリー発電など、地熱（温泉熱）の活用について検討を進める。

ウ　自立分散型エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消

●電気と熱の供給する家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入など、各家庭において自立分散型でエネルギー効率の高い機器への導入支援を行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

4　CO_2吸収源としての森林機能の整備

ア　県産木材の利用促進による人工林の適正な間伐

●「兵庫木材センター」を利用した木材の加工を推進し、県産木材の利用促進を図るとともに、間伐の促進による森林管理と森林吸収源としての適正な森林管理を行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

5　未利用系バイオマスの利活用の促進

ア　間伐材などの燃料化

●森林の間伐材を木質チップ・ペレットに加工し、石炭ボイラーなどの燃料として利用することにより、森林の適正な間伐と地球温暖化対策の両立を図る。

イ　未利用系バイオマスの利活用

●「あわじ菜の花エコプロジェクト」など、廃食用油等から精製するバイオディーゼル燃料を有効活用する取組を進め、廃棄物の削減と地球温暖化対策を両立して推進する。

●稲わら、もみがらを利用したセルロースからバイオエタノールを製造する実証実験の実用化に向けた検討を行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

6　再生可能エネルギーの最適な組み合わせによるスマートコミュニティの実現

ア　地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自給のまちづくりの

推進

●地域の特長を活かした再生可能エネルギーを可能な限り導入し、地球温暖化防止に寄与するエネルギーの拡大を進める。【再掲】

イ　コンパクトなまちづくりによるスマートシティへの移行

●市街地の無秩序な拡散を抑え、市街地への都市機能の集約化など、都市構造の転換を図り、温室効果ガス排出の少ないコンパクトなまちづくりに配慮した取組を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

7　オフィス・ビルの低炭素化

ア　省エネ型ビルの普及促進

●省エネ診断などを活用し、事業所に適したエネルギー利用への転換を図るとともに、高効率の省エネ機器・設備の導入を支援する。

イ　建築物環境総合性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）等の推進

●一定規模以上の建築物の新増築については、環境保全条例に基づき建築物環境総合性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）による建築物の省エネ化を図る。

●その他、オフィス・ビルや住宅においても、積極的にエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ）を導入し、省エネ化を進める。

ウ　県自らが取り組む率先行動計画

●県自らも大規模なエネルギー消費者であることから、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の削減、コピー用紙使用量の削減、水使用量の削減、グリーン購入の推進などの行動を通じ、県民や事業者の模範となるよう努める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

8　環境に配慮した交通の実現

ア　低公害車の導入

●電気自動車、プラグインハイブリッド車等低公害車の率先導入、低公害車の導入促進やエコドライブの推進により、環境負荷の低減を図る。

●電気自動車充電スタンドの設置や充電インフラマップによる充電スタンドに関する情報の提供など、周辺インフラの整備を進める。

イ　道路交通の円滑化

●事業者間の調整、ＬＲＴなどの新交通システムの導入検討、渋滞解消に向けた交差点の改良などにより、道路交通の円滑化を通じた温室効果ガスの抑制を図る。

ウ　公共交通機関の利用

●「ノーマイカーデー」運動の推進により、事業所への通勤に公共交通機関の利用を促進する。

エ　モーダルシフトの推進

●自動車や航空機輸送の物流システムから鉄道・船舶への物流に転換するモーダルシフトを推進し、物流のグリーン化を図る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

９　ヒートアイランド対策の推進

ア　都市緑化の推進による熱を溜めないまちづくりの推進

●建築物の屋上緑化・壁面緑化、建築物の敷地の緑化やグラスパーキングなど都市の緑化により、熱を溜めないまちづくりを進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

第３節　地域特性に応じた取組の方向性

(1) 都市部の特長を活かした取組方針

○エネルギーを効率的に使用するスマートコミュニティを目指し、コンパクトなまちづくりに向けた施策を進める。また、屋上や駐車場など、都市緑化を推進し、ヒートアイランド対策を進める。

○コミュニティバス、鉄道などの利用、低公害車の導入促進などにより交通の低炭素化を図り、自家用車に頼らない生活へのシフトを進める。

(2) 多自然地域の特長を活かした取組方針

○太陽光、風力、小水力、地熱（温泉熱）など、地域の特徴を活かした再生可能エネルギーの大量導入を進める。

○兵庫木材センターなどを活用し、県産木材の利用促進と、これに伴う人工林の適正な間

伐を統合的に進めることにより、バイオマスを活用した地球温暖化対策を進める。

第２章　「自然共生社会の構築」に向けた取組

第１節　施策の重点目標

○本県は、多様な自然環境と温暖な気候の下、古来から独自の地域文化が栄え、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。

○しかしながら、開発などの人間活動、多自然地域における人口減少による森林や里山の荒廃、自然を守り育てる担い手の不足などにより、自然環境の悪化を招くとともに、地球温暖化が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

○このような中、コウノトリの野生復帰を中心とした環境創造型農業や湿地の保全といった地域が一体となった取組、自然豊かな地形・地質を保全し、地球の活動にふれあえる環境など、世界に誇れる自然環境を保全する取組が行われている。

○この他にも、ため池や高原、森・川・海を通じた交流など、地域の特長を活かした自然環境保全・再生の取組が行われている。これらの取組を活かし、全国に誇れる自然環境をつくるため、以下の重点目標を掲げ、総合的な取組を推進する。

「自然共生社会の構築」に向けた重点目標

(1) 平成 29 年度の県内のシカ目撃効率 1.0 を実現するとともに、平成 35 年度においてもこれを維持する
(2) 平成 33 年度における森林管理 100%作戦による間伐実施面積を 67,800ha、里山林整備面積を 4,000ha とする

第２節　具体的な取組事項

・今後 10 年で取り組んでいくべき施策の視点で記載。

１　生物多様性の保全の総合的推進

ア　「生物多様性ひょうご戦略」に基づく生物多様性保全の推進

●「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、劣化した生態系を回復するとともに、侵略的な特定外来生物の防除による野生動植物を保全など、生物多様性の保全に向けた取組を総合的・体系的に推進する。

イ　レッドデータブックによる希少種の保全

●貴重な野生生物や植物群落などを保全するため、「兵庫県版レッドデータブック」の常時点検・見直しを行い、環境保全条例に基づく指定野生動植物種としての指定の必要性及び有効性等の検討を進める。

●保全すべき森林や沿岸域などでの開発は極力抑制し、やむを得ず土地利用を改変す

る場合には、兵庫県版レッドデータブックを踏まえた野生生物や植物群落などへの影響評価などにより保全を図る。

ウ　ラムサール条約湿地の保全等による豊かな生態系の保全

●平成 24 年 7 月に「円山川下流域・周辺水田」がラムサール条約湿地に登録されたことから、これを保全するため、県民と一体となった保全活動を推進し、生態系の保全を図るとともに、コウノトリの飛来する地域でもあることから、生物生息環境に配慮した事業活動や生活を推進する。

●湿地は豊かな生態系を形成する重要なフィールドであることから、県内の他の湿地についてもラムサール条約湿地への登録申請を検討するなど、湿地の保全を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

2　公共事業における環境への配慮

ア　環境配慮型技術や工法を用いた公共事業の推進

●里山林整備事業や多自然の川づくりなどを継続的に実施するとともに、公共工事に環境配慮型技術や工法を積極的に採用するなど、自然再生に努める。

イ　『“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づく河川整備

●川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、河川や流域の特性を勘案しながら、できるだけコンクリートを使わない「自然を生かした川づくり」を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

3　環境創造型農業の推進

ア　環境創造型農業技術の開発と普及の促進

●「兵庫県環境創造型農業推進計画」に基づき、有機農業や「ひょうご安心ブランド」による農法を推進し、環境に優しい農業技術の普及を図る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

4　野生鳥獣の適切な保護管理

ア　ワイルドライフマネジメントによるシカ、イノシシ、サル等の個体数管理

●兵庫県森林動物研究センターの研究結果を踏まえ、シカ、イノシシなどの適正な個体数を把握するとともに、科学的かつ計画的な保護管理を推進する。

イ　シカ肉等の活用促進

●狩猟者の捕獲意欲の向上や、地域資源の有効活用を進めるため、「ひょうごシカ肉活動ガイドライン」に基づき、狩猟者による適正な取扱や食肉関連事業者等への衛生管理の普及を図り、シカ肉やシカ皮の需要拡大を図る。

ウ　狩猟者の後継者確保

●野生鳥獣の個体数管理を担う狩猟者は、近年高齢化が進み、狩猟者数が減少しているため、若者を対象とした狩猟体験、狩猟免許講習会、技能向上訓練などを通じ、狩猟者の後継者確保を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

5　外来生物対策の強化

ア　外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除

●新たな外来生物の早期発見を図るため、関係者間のネットワーク形成、地域における外来種情報の収集・監視システムの構築を図る。

●農林業や人に被害を及ぼしている特定外来種の防除指針により、適切な防除を行う。

●ペットとして飼われていた外来種の自然界への放置禁止の徹底を図るため、外来生物の生態や被害に関する理解を深める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

6　県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山・里海の適切な管理

ア　森林管理の推進

●間伐されずに荒廃した人工林の公益的機能を緊急に回復するため、「森林管理 100%作戦」の計画に基づき、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐を進める。

●森林の植栽にあたっては、地元の在来種を用いた植栽に努める。

イ　里山林の再生

●集落周辺の放置された里山林において、生活環境や景観の改善のために、地域住民自らがおこなう里山林整備活動に対して機材等の支援を行い、「参画」と「協働」による健全な里山林への誘導を図る。

●人と野生動物の棲み分けを図るため、バッファーゾーンの設置や奥山での広葉樹林の育成を図り、野生動物の生息環境の整備を図る。

ウ　森林ボランティアの育成

●間伐や芝刈りなどの森づくりを実践する森林ボランティアの次代を担うリーダーの養成を推進する。

エ　企業の森づくりの推進

●「企業の森づくり制度」の推進や森林の大切さに対する県民の理解と関心を高める森林環境教育、イベントなどの実施を通じた県民総参加による森づくりを推進する。

オ　里地・里山の適切な管理

●間伐されずに荒廃した人工林の公益的機能を緊急に回復するため、「森林管理 100%作戦」の計画に基づき、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐を進める。【再掲】

●集落周辺の放置された里山林において、生活環境や景観の改善のために、地域住民自らがおこなう里山林整備活動に対して機材等の支援を行い、「参画」と「協働」による健全な里山林への誘導を図る。【再掲】

カ　農山漁村ボランティア活動の拡大

●森林ボランティア団体においては、メンバーの高齢化とともに、リーダーとなる後継者の不足が顕在化しているため、森林ボランティア団体における次代のリーダーを養成し、森林ボランティア活動の継続と更なる活性化を図る。

●漁業者による森づくりや森林事業者による海岸整備など、森・川・海の相互の交流を推進し、流域が一体となったボランティア活動を展開する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

7　健全な物質循環の確保による豊かな海づくり

ア　新たな法整備に向けた取組の推進

●瀬戸内海関係府県市で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が中心となり、瀬戸内海を「里海」として再生するための新たな法整備に関する国などへの働きかけを継続して実施する。

イ　陸域・海域が一体となった物質循環の促進

●播磨灘北東部をモデルとした「海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）」に基づき、栄養塩類の循環バランスの改善に向けた対策を検討する。

●尼崎港及び西宮市御前浜における水環境再生に向けた実証実験、播磨灘西部沿岸域における「播磨灘の里海づくり事業」など、瀬戸内海沿岸における環境学習などの

取組を推進する。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

８　自然とのふれあいの推進

ア　自然とのふれあいの場の整備

●生物多様性を考える機会や場の拡大を図るため、自然観察会などのイベントをはじめ、自然にふれあう機会の確保を図る。

●国立公園、国定公園、県立自然公園や、里地・里山・里海などの自然をフィールドとしたエコツアーなど、環境学習・教育の場を広げていくとともに、兵庫の自然ふれあいマップやインターネットを通じた情報の提供などを進める。

イ　ジオパークの取組推進

●平成 22 年に世界ジオパークに登録された「山陰海岸ジオパーク」を地質遺産として保全するとともに、学術的価値や自然景観の魅力を広くＰＲする。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

９　県民への普及啓発

ア　自然保護指導員による指導・啓発

●自然保護指導員、環境ＮＰＯ、ナチュラルウォッチャーリーダーなどの活動を通して、自然公園や自然環境保全地域をはじめ、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを推進する。

イ　県民の参画による自然環境保全

●生物多様性の保全を確実に推進するためには、人の生活や事業活動における自然環境への保全に向けた取り組みを相互に関連させながら進めることが重要である。県民、ＮＰＯ、事業者、行政などのあらゆる主体が参画できるよう、相互の連携を図りながら生物多様性の保全の取組を推進する。

●次代を担う子どもたちが自然環境の大切さを学習できるよう、学校の裏山や里山林整備地を活用し、森のインストラクターや森林ボランティア団体と連携し、森林体験学習を推進する。

ウ　「ひょうご森のまつり」の開催

●「ひょうご森のまつり」や各地域での育樹などの県民参加イベントの開催などにより、広く県民に森の大切さを普及啓発するとともに、森づくりへの参加を呼びかけ

る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

第３節　地域特性に応じた取組の方向性

(1) 都市部の特長を活かした取組方針

○都市公園等の整備による緑化の推進を図るとともに、都市近郊農地を活用した自然とのふれあいを進める。

(2) 多自然地域の特長を活かした取組方針

○コウノトリの自然再生やラムサール湿地、山陰海岸ジオパークなどの地域資源を活用した豊かな生態系を保全する取組を進める。

第３章　「循環型社会の構築」に向けた取組

第１節　施策の重点目標

○廃棄物の発生は、人間の活動において避けられないものであり、産業活動の発展とともに、暮らしが物質的に豊かになるにつれ、廃棄物の発生量も増大し、その処理がさまざまな環境問題を生じてきた。

○本県では、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民・事業者・行政の参画と協働の下、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。この結果、現在は、１人１日当たりのごみ排出量は全国平均レベルで推移し、循環型社会への歩みを着実に進めつつある。

○一方、最終処分量について見ると、一般廃棄物については着実に減少傾向にあるものの、産業廃棄物については、平成 16 年以降、ほぼ横ばいの傾向が続いている。

○このため、下記の重点目標を掲げ、これまでの廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進などの取組を継続・発展させながら、更なる取組を進める。

「循環型社会の構築」に向けた重点目標

(1) 平成 32 年度の一般廃棄物の最終処分量を【今後検討】千ｔとする
(2) 平成 32 年度の産業廃棄物の最終処分量を【今後検討】千ｔとする

第２節　具体的な取組事項

・今後 10 年で取り組んでいくべき施策の視点で記載。

１　ごみの減量化の促進

ア　生活系ごみの減量化の促進

●容器・包装を利用する食品・その他の製造業者やスーパーなど小売・卸売業者における容器包装の軽量化や簡易包装化の取組を促進し、ごみの減量化を図る。

●各市町は、その実状に合わせ、分別収集、単純指定ごみ袋制、ごみの収集・運搬の有料化等の手法を検討し、住民の理解と協力による取組を基本として、生活系ごみの発生を抑制する。

イ　グリーン購入の推進、環境配慮商品の流通拡大

●県及び市町において、環境への負荷の低減を図るため、グリーン購入法の趣旨に準じた取組を進める。

●事業者や各種団体においても、グリーン購入に積極的に取り組むよう努める。

ウ　産業廃棄物の多量排出事業者における排出抑制

●廃棄物処理法に基づく多量排出事業者に対して、減量化・再資源化計画の提出を求め、計画未達成事業所に対しては原因の分析、評価を実施させ、計画達成に向けた取組を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

2　担い手、地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり

ア　学校や地域における循環型社会の構築に向けた環境学習・教育の展開

●学校においては、持続可能な循環型社会形成に向けた理解を深める副読本などを利用したより充実した学習・教育を推進する。また、地域の支援団体、市民団体、事業者、行政等と連携・協働し、質の高い体験学習の機会を設け、地域社会の一員であることの気づきと関心を高め、行動意識へとつなげる。

●自ら地域のために行動する力を育むため、地域全体が豊かな環境意識や郷土への愛情と誇りを持つ次代の担い手を大切に育てていく気運を醸成させる。

イ　集団回収・店頭回収の促進

●市町が集団回収を積極的に支援するよう働きかけ、より一層の促進を図る。また、県と市町が協力し、量販店に対して、年間の店頭回収量等の報告を求め、量販店における回収量の把握、再資源化ルート等の確認を行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

3　循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の促進

ア　市町ごみ処理施設の広域化

●ごみ焼却時の熱回収は、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現する上で重要であることから、今後、ごみ処理施設の広域化計画を市町の協議状況を踏まえ改定する。

イ　高効率ごみ発電施設の導入促進

●地球温暖化防止や熱利用（サーマルリサイクル）の促進の観点から、より効率的かつより汎用的な熱利用の方法として、高効率発電施設の積極的な導入を促進していく。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

４　廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進

ア　使用済小型電子機器等のリサイクルの促進

●資源の有効利用や廃棄物適正処理等の観点から、県は国の動向や県内市町の取組状況等の情報提供などを行い、市町が関係事業者と連携して使用済小型電子機器のリサイクルへの取組を進めるよう支援する。

イ　容器包装廃棄物の分別収集の促進

●市町が実施している容器包装廃棄物の分別収集について、分別収集品目数により市町をランク分けすることで、より多くの品目の分別収集を行うよう促す。

ウ　建設廃棄物の再資源化

●「兵庫県建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年４月策定）に基づき、建設廃棄物のリサイクルを推進するため、規制的手法に加え、民間主体の取組による３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を促進する。

エ　民間リサイクル事業等の取組支援

●産学官の協力・連携によるリサイクルの調査・研究、地球温暖化対策等の環境技術の向上・開発を図るため、循環型社会の形成のために必要な調査研究やリサイクルシステムの構築・環境ビジネスの事業化推進のための支援等を行う。

オ　セメントリサイクル事業

●セメント焼成施設を活用し、市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんをセメント原料として再資源化を図るとともに、県内市町の利用拡大を図る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

５　廃棄物系バイオマスの利活用

ア　下水汚泥、食品残渣、木質系廃棄物等の燃料化・たい肥化・飼料化

●家庭及び事業者から排出される生ごみや下水道汚泥等は、集約してメタン発酵によるエネルギー回収を検討する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

６　未利用系木質バイオマスの利活用

ア　間伐材の燃料化

●全バイオマスの賦存量の５割、同利用可能量の７割を占める木質系バイオマス（製材端材、間伐材等）について、変換施設（チップ・ペレット製造施設）及び利用施設（チップボイラー、ペレットストーブ等）の導入による利活用を積極的に推進する。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

７　廃棄物の適正処理の推進

ア　排出事業者、処理業者に対する適正処理指導

●廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生から最終処分までの責任を果たすよう、委託基準やマニフェスト制度の遵守を徹底する。

●業界団体と協力体制を確保しながら、廃棄物処理業者を対象とした講習会や廃棄物処理に関する情報交換を行うなど、リサイクル業者の育成や知識の普及を図る。

イ　廃棄物処理施設の円滑な設置の推進

●廃棄物処理施設の立地を巡った紛争を予防・調整するため、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、事業計画の事前公開、地域住民の意向反映、紛争予防のあっせん等、本条例の適切な運用を図り、施設の円滑な設置を図る。

ウ　優良処理業者の育成

●優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「産業廃棄物処理業者優良認定制度」を積極的に活用し、認定した処理業者を公表するなどにより育成を図る。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

８　公共関与による適正処理の推進

ア　大阪湾フェニックス事業の推進

●受入終了年度が平成 39 年に延伸されたことから、大阪湾フェニックス事業の計画的な推進を図る。

●廃棄物の減量化について、フェニックス圏域府県・市町村における取組の進行管理を行う。

イ　但馬最終処分場事業の推進

●但馬地域において、産業廃棄物・建設残土を広域的かつ適正に処分するため、(財)ひょうご環境創造協会の事業として、安定型最終処分場を運営する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

第３節　地域特性に応じた取組の方向性

(1) 都市部の特長を活かした取組方針

○産業が集積している瀬戸内海臨海部を中心に、多量排出事業者への排出抑制の指導を強化する。

○下水汚泥や食品残渣からの自動車燃料・都市ガスの製造など、廃棄物系バイオマスを有効利用する。

○建設系廃棄物等の再資源化を進め、木質系バイオマスを有効活用する。

(2) 多自然地域の特長を活かした取組方針

○兵庫木材センターなどを活用し、県産木材の利用促進と、これに伴う人工林の適正な間伐を統合的に進めることにより、バイオマスを活用した地球温暖化対策を進める。【再掲】

○「あわじ菜の花エコプロジェクト」など、地域のバイオマス資源を活用し、資源循環のモデルづくりを進める。

第４章　「安全で地域環境負荷の小さい社会の構築」に向けた取組

第１節　施策の重点目標

○産業型公害は一定の改善を示し、大気環境及び水質環境は概ね環境基準を達成している状況にあるが、依然として、大気に係る浮遊粒子状物質、大阪湾や瀬戸内海における COD などについて、環境基準を達成していない地域があり、引き続き対策を講じる必要がある。

○また、直径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質（PM2.5）については、ディーゼル自動車や工場から排出されるだけでなく、近隣他国からの移流によるものもあることが指摘されており、測定局の整備や成分分析、リスク評価が進められている。

○安全に暮らせる生活環境の保全を図る上で、身近な生活空間を美しく保つ必要がある。このため、県民や事業者が一体となった美化活動や不法投棄を許さない地域づくりを進める必要がある。

○これらの課題を総合的に進めるため、以下の重点目標を掲げ、安全で地域環境負荷の小さい社会の実現を目指す。

「安全で地域環境負荷の小さい社会の構築」に向けた重点目標

(1) 平成 35 年度において、県内全域で重点項目に係る大気の環境基準が達成される状況を確保する
(2) 平成 35 年度において、県内すべての公共用水域で重点項目に係る環境基準が達成される状況を確保する

第２節　具体的な取組事項

・今後 10 年で取り組んでいくべき施策の視点で記載。

１　大気環境の保全

ア　大気環境の改善

●環境保全条例に基づく「ディーゼル自動車等運行規制」による、阪神東南部地域の道路沿道における大気環境の改善を図る。

●円滑な交通流を確保するため、渋滞交差点の改良やバイパスの整備などを推進し、さらに公共交通機関の利用促進を図る。

●大気環境の監視測定体制を整備するとともに、国や市町と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視測定を実施し、その結果について県民に情報提供する。

イ　エコドライブの推進

●環境保全条例に基づくアイドリングストップの遵守について普及啓発を行い、自動

車排出ガス中に含まれる粒子状物質の排出抑制を図る。

●県内の自動車教習所等においてエコドライブの講義を実施し、自動車運転者への意識づけを行う。

ウ　ＰＭ２.５対策の推進

●微小粒子状物質（PM2.5）の削減対策として、汚染実態の把握に向け、大気常時監視測定局における測定体制の整備を進めるとともに、発生源を把握するための成分分析を進める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

２　公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止

ア　公共用水域における水質の改善

●水質総量削減計画に基づき、大阪湾の水質改善について、流入する汚濁物質の削減、合流式下水道の改善、自然を活用した環境改善施策などを進める。

●水質測定計画に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、水質の向上に向けた取組を実施する。

イ　土壌汚染対策の指導

●地下水・土壌汚染対策として、新たな局地的な汚染が明らかになった場合、その範囲を特定し、被害を防止するため、汚染の除去、拡散の防止など、適切な対応を講じる。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

３　身近な生活環境の保全

ア　道路騒音、新幹線騒音、航空機騒音の監視

●騒音、振動対策を推進するため、自動車、新幹線については騒音及び振動調査を、航空機については騒音調査を実施し、適切な対応を講じる。

イ　騒音、振動、悪臭等に関する市町職員への支援

●工場・事業場などから発生する騒音・振動・悪臭に関する事業者指導を担う市町職員を支援するため、研修会の開催等を通じ、相談体制を構築する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

４　公害防止対策の適切な運用

ア　工場等における公害防止組織の整備促進

●大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を図るため、公害防止組織法に基づく工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備の徹底を図る。

●県及び市町は、工場・事業場に定期的に立入検査を行い、公害防止対策が適切に実施されているか確認を行うとともに、適切な指導を行う。

イ　環境保全協定に基づく規制・指導、情報の公開

●瀬戸内海沿岸部を中心とした地域の大規模な事業所と県・地元市町が締結している環境保全協定において、協定の履行状況や自主的な環境保全活動について、県のホームページ等で公開することにより、地域住民に開かれた企業活動の推進を図る。

ウ　公害苦情・紛争の適正処理の推進

●県民からの公害苦情に迅速かつ適切に対処するため、公害苦情の受理及び苦情処理を適切に行うとともに、県民局と市町の情報提供の充実を図る。

●公害紛争処理法に基づき公害審査会を運営し、暮らしの中の公害にかかる紛争の速やかな解決を図る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

５　広域環境汚染対策

ア　光化学スモッグ対策の推進

●光化学スモッグによる健康被害を防止するため、緊急時の対策として「兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令時に県民への迅速かつ適切な周知を図るとともに、大気汚染の状況を広く県民に情報提供する。

●事業者に対しては、光化学スモッグ注意報等の発令時の措置について指導を行うとともに、ばい煙や揮発性有機化合物（VOC）の排出削減について指導を行う。

イ　越境汚染への対応

●光化学オキシダントや微小粒子状物質濃度等の地域の環境質に影響を与える越境汚染の実態把握を進め、必要に応じ、国への働きかけを行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

６　県民参加によるごみのない県土づくりの推進

ア　「クリーンアップひょうごキャンペーン」の推進

●美しい地域景観の創出や魅力あふれる地域づくりのため、県内全域において民間団体と連携し、環境美化統一キャンペーンを実施する。

●環境保全への意識を高める環境学習・教育の場として、小・中・高校、住民に参加を呼びかけ、清掃等の環境美化活動を進める。

イ　海岸漂着物対策

●山陰海岸や瀬戸内海沿岸に漂着するごみについて、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき処理を進めるとともに、広報などを通じ、県民や事業者に対し、川や海へごみを捨てない意識を定着させる。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

７　不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応

ア　「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づく規制

●「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、保管と称した多量の廃棄物の長期間放置、残土と混合した産業廃棄物の山など、悪質な不適正処理等を防止する。

イ　不法行為に対する厳格な対応

●生活環境に著しい支障が生じる悪質な事案に対しては、直ちに改善命令等を発するとともに、警察との連携をさらに強化し、不法投棄を許さない環境づくりを進める。

●不法投棄された廃棄物により、地域住民の生活環境に支障が生じている事案を解決するため、「兵庫県不適正処理適正化推進基金制度」を活用し、原状回復を推進する。

●現行の紙マニフェストをさらに進展させ、偽造がしにくく、「情報の共有」と「情報伝達の効率化」が特徴である電子マニフェストの普及促進を多量排出事業者を中心に全県的に行い、不法投棄を許さない社会づくりを進める。

●「廃棄物エコ手形制度」など、事業者と地域住民が協働して不法投棄事案の原状回復を行う制度の全県展開を図る。

●大阪府、海上保安庁、環境省近畿地方環境事務所等と連携し、海域への不法投棄防止対策を推進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

８　ＰＣＢ、アスベスト等の適正処理

ア　ＰＣＢの適切な処理の推進

●県内事業者が保管するPCB廃棄物について、保管状況及び処理状況を把握し、JESCO大阪事業所等で確実かつ適正に処理期限までに処理を進める。

イ　アスベスト廃棄物の適正処理に向けた普及啓発

●アスベスト廃棄物の処理について、講習会等を通じて普及啓発を行い、アスベスト廃棄物処理マニュアルに基づく指導を推進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

９　有害化学物質対策の推進

ア　化学物質の排出量・移動量の把握と公表の推進

●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、工場等における化学物質の排出量及び移動量を把握するとともに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制対象物質となっている化学物質の排出規制を行う。

イ　予防原則に基づく化学物質の実態調査

●大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制対象となっていないが、国際的に対策が検討されている一部のふっ素化合物やフタル酸エステルなど、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態を把握し、工場等における自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて規制的措置を検討する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

10　放射性物質に関するモニタリング

ア　空間放射線量の監視

●東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響を監視するため、空間放射線量の継続した測定を実施し、県民に適切な情報提供を行う。

イ　放射性物質拡散シミュレーションを活用した防災対策の検討

●県民の安心の確保のため、近隣県に立地する原子力発電所において万が一災害が発生したことを想定し、放射性物質の拡散シミュレーションを活用した防災対策を講じる。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

11　災害に強い森づくりの推進

ア　流木・土石流被害軽減のための災害緩衝林等の整備

●台風や集中豪雨による災害対策として、森林の防災面での機能強化を早期かつ確実に進める必要があることから、人工林が大半を占める山地災害危険渓流において流木・土石流による被害を軽減する災害緩衝林整備及び簡易土留工を整備する。

イ　里山防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備による森林の防災機能強化

●集落の裏山にある危険な里山林については、森林の適切な整備を行いながら、簡易な防災施設を併せ持つ防災林を整備することにより、環境保全と防災対策の両立を実現する。

●手入れ不足の高齢人工林について、部分的に伐採し、その跡地にコナラ、ヤマザクラなどの広葉樹を植栽することにより、風水害に強い多様な混交林の整備を進める。

ウ　住民等の参画による森林整備の推進

●地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等の支援を実施する。

エ　広葉樹林化の促進

●収益性の低い人工林を繰り返し群状に伐採、その跡地に広葉樹林を植林し、将来的に広葉樹林へ誘導して、山地災害防止や野生動物の生息環境保全に配慮した多様な森林を整備する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

12　地震等に備えた防災・減災の社会基盤整備

ア　防災公園や防災緑地の整備による自然環境と防災機能の両立

●都市における環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくりを推進するため、防災公園の整備や既存公園の防災力向上（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、広場、防火樹林帯など）を図る。

●将来的に発生が懸念される大規模災害に備え、仮設トイレなどの衛生施設を備蓄するとともに、県内及び近隣府県との協力関係を築き、不足した場合の物品提供ルート等の確保に努める。

●行政による各種防災対策事業の実施に留まらず、自助・共助・公助を適切に組み合わせることにより、地域における防災・減災力を高め、地球温暖化に伴う自然災害の被害を最小限に抑制する「減災社会」を地域に定着させる。

イ　環境防災教育プログラムの推進

●阪神淡路大震災の経験を教訓として防災・減災の視点を取り入れた環境と防災を統合・両立した環境防災教育プログラムを推進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

第３節　地域特性に応じた取組の方向性

(1) 都市部の特長を活かした取組方針

〇ディーゼル自動車等の運行規制による阪神東南部地域の道路沿道の環境改善を進める。

〇事業者は、工場や事業場において環境対策を徹底するとともに、県や市町は立入検査により法令遵守状況について確認し適切な指導を行う。

(2) 多自然地域の特長を活かした取組方針

〇災害に強い森づくりを進め、風水害への備えを進める。

〇県民・事業者・行政が一体となった廃棄物の不法投棄を許さない地域づくりを進め、美しい生活環境を維持する。

第５章　目指すべき社会づくりに向けた基盤整備

第１節　施策の方向性

○幼児期や学齢期における環境学習・教育については、県内すべての幼稚園・保育園、小学校において環境体験学習が実施されており、次世代の環境を担う人づくりに向けた取組は着実に実施されている。

○これらの取組を継続することにより環境適合型社会に向けた取組を実践する県民が育ち、地域の特長を活かし、地域に根ざした活動を広めていくことが可能となる。

○また、環境を守る人づくりには、環境に関する情報の共有が不可欠であることから、事業者や行政などによる環境情報の積極的な提供が必要である。

○人口減少社会においては、環境を共に守る意識への転換が重要である。地域間の交流を促進し、他の地域から学び、自らの地域の環境保全に活かす取組を推進していく必要がある。

第２節　具体的な取組事項

・今後 10 年で取り組んでいくべき施策の視点で記載。

１　ライフステージに応じ、体験から学ぶ環境学習・教育の推進

ア　ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

●幼児期においては、幼稚園・保育所における体験型環境学習を支援するため、環境学習プログラム及び地域の支援人材情報の提供や指導者研修を実施する。

●学齢期においては、小学校での環境体験事業や自然学校、中学校でのトライやる・ウィーク、高等学校でのふるさと貢献活動事業など、地域での体験学習の中で、環境を学び、体験する活動を充実する。

●成人期においては、地球温暖化防止活動推進員による環境出前教室や温暖化防止セミナーなど、ＮＰＯや地域団体による各地域の特色を活かした活動の充実を図る。また、環境学習・教育を支援する地域人材と学校や幼稚園等をつなぐ仕組みの充実を図る。

イ　体験を重視した環境学習・教育の場や学習機会の提供

●地域の自然体験や社会体験を行うことによって、環境問題を自らの課題として考え、問題解決の能力や態度を身につけ実践するという体験を通じた学習プロセスが重要です。そのため、民間団体等の中間交流拠点であるひょうごエコプラザを積極的に活用するとともに、体験型環境学習の施設や自然環境フィールドを積極的に活用する。

●自然環境等を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境の保全への興味関心を高めるエコツーリズムの推進を図る。

●地域に関心を持ち、身近な自然や文化にふれ、体験を通して学ぶ機会を増やすことができるよう、環境の保全と創造に取り組む地域団体や NPO、事業者などが出展し、交流を深めるとともに、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベントを開催するとともに、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を行う。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

2　環境を通じた地域間ネットワークの推進

ア　地域資源を活かした環境保全・創造のネットワークづくり

●特色ある多様な自然資源が県内各地に点在していることから、健全な水循環等を題材とした森・川・海のつながりに注目した生態系の学習、コウノトリの野生復帰に代表される自然再生に関する学習、ため池などの身近な生活空間における自然とのふれあいを通じた学習など、地域の資源を活用した兵庫県独自の環境学習・教育を推進する。

●地域に存在する環境学習施設・フィールド、ＮＰＯなどの地域人材などを積極的に活用し、県民運動や町内会、子ども会などの地域活動と連携して、体験型環境学習・教育の幅広い展開を図る。

イ　地域コミュニティの活性化によるネットワークづくり

●地域で行う一斉清掃等、住民が一体となった環境美化活動、リサイクルなどの循環型社会形成事業など、環境と関わりの深い活動と環境学習・教育との連携を進め、学習と実践の一体的な展開を図る。

●県民の主体的な環境行動を育むため、女性団体や消費者団体、企業などのさまざまな主体が参画するネットワークの活動を支援し、地球環境に適応した新しいライフスタイルを提唱する。

ウ　環境を通じた地域間の交流の活性化

●県下の森・川・海はさまざまな特性を持ち、同時に、県下の地域を結ぶつながりを持つものであることから、流域に暮らす人々と自然環境との関わりを回復させながら、参画と協働の下、森・川・海のつながりを通じた地域間の交流を積極的に推進する。

●里山林の整備、多自然の川づくり、藻場の再生など、森・川・海を舞台とした環境学習・教育を推進し、参画と協働の実践の場の提供や機会の充実を図り、県民による環境の保全・再生に向けた実践活動の促進を図る。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

３　県内の産業基盤を活かした環境関連産業の振興

ア　環境関連産業の育成

●本県は、太陽光発電システムなどの新エネルギー、水処理などの環境保全技術を有する企業が立地していることから、それぞれの企業におけるノウハウを活かした環境関連産業に対し支援を行い、県内の環境関連産業の活性化を図る。

●「兵庫県 COE プログラム推進事業」や(公財)新産業創造研究機構における取組などを通じ、産・官・学が連携し、本県における環境保全・創造技術への支援を進め、新たな環境産業の育成を図る。

イ　環境関連ビジネスの促進

●姉妹提携等を締結している中国広東省などの環境問題の解決を目指し、県内企業が有する環境改善技術に関する情報をウェブサイトなどを活用して発信し、具体的な事業について日中両国の企業間の連携した取組を促す。

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

４　農林水産業の生産振興による地域内流通の充実と県産県消の推進

◇各主体の取組の方向性
（今後検討）

５　企業のＣＳＲ活動による地域住民との交流の促進

ア　企業の CSR 活動の推進

●企業における環境報告書の作成・公表を促進するなど、企業による環境の保全・創造に向けた取組を積極的に推進する。

●瀬戸内海沿岸部を中心とした地域の大規模な事業所と県・地元市町が締結している環境保全協定において、協定の履行状況や自主的な環境保全活動について、県のホームページ等で公開することにより、地域住民に開かれた企業活動の推進を図る。
【再掲】

●事業者は、地域住民や児童生徒による工場見学や、学校での出前教室に積極的に取り組むよう努めることとし、住民等とのコミュニケーションを通じた地域に根付いた企業活動を推進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

６　環境影響評価の推進

ア　透明な環境影響評価制度の推進

●県民、事業者、行政の各主体の参画と協働の趣旨から、環境影響評価制度の運用については、公平さ、客観性が確保され、相互の信頼に基づき、手続が透明かつ公正に実施されるよう徹底する。

●環境影響評価に関する条例においては、事業のより早い段階から事業への環境配慮を促す「配慮書手続」を適切に運用し、重大な環境影響を早期に回避するよう事業者に求める。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

７　中間支援組織やＮＰＯ等環境保全活動団体への支援

ア　(財)ひょうご環境創造協会との連携

●県や市町と環境学習・教育の中間交流拠点である「ひょうごエコプラザ」が連携し、環境学習・教育に関する相談受付体制を充実させる。

●県の地球温暖化防止活動の活動拠点である「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」の取組として、県や市町と連携し、うちエコ診断、環境関連イベントなどを通じた普及啓発などにより、県民のライフスタイルの改善を促進する。

●県内の環境関連施設の視察研修などを通じて環境学習・教育を実施する「エコツーリズムバス」の運行を支援する。

イ　ＮＰＯなど環境保全団体との連携による環境保全活動の推進

●ＮＰＯなどの地域団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体であり、環境学習・教育の地域資源を守り育て、環境学習・教育や地域の環境美化活動などの実践活動を実質的に支える上で不可欠な存在であることから、NPO の活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

８　調査研究機関との連携による新たな施策の研究

ア　県内の研究機関との連携

●兵庫県環境研究センターと連携し、県の環境状況を把握し、環境施策に反映する。

●県立人と自然の博物館や兵庫県森林動物研究センターにおける生物多様性に関する研究成果などを環境施策に反映するとともに、県内の団体・企業・県民への普及啓

発を図る。

●大学における研究などを政策に活かすため、産・学・官による共同研究、技術開発、情報収集・提供、調査・研究、事業化支援等を図る。

イ　国際研究機関との連携

●地球環境研究支援活動を展開する(公財)地球環境戦略研究機関（IGES）や、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の事務局機能を担うAPNセンターの研究の成果を環境施策に反映する。

●瀬戸内海、チェサピーク湾（米国)、バルト海（北ヨーロッパ)、地中海（南ヨーロッパ）など世界の閉鎖性海域の環境保全の問題を解決するために、研究・政策・市民活動・教育・産業活動の幅広い分野で国際的に総合的な交流を行う(公財)国際エメックスセンターの研究成果を環境施策に反映する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

９　環境分野における国際協力の推進

ア　他国への環境保全技術の支援

●姉妹提携等を締結している中国・広東省などの環境問題の解決を目指し、県内企業が有する環境改善技術に関する情報をウェブサイトなどを活用して発信し、具体的な事業について日中両国の企業間の連携した取組を促す。【再掲】

●(独)国際協力機関（JICA）などによる開発途上国等の技術研究生を受け入れ、環境モニタリング技術などの習得に協力する

●地域レベルでの国際協力による地球温暖化防止を推進するため、(財)ひょうご環境創造協会における「モンゴル森林再生支援プロジェクト」など、植林支援プロジェクトを推進する。

●ブラジル・パラナ州との友好交流を通じた環境面の技術協力員の受け入れなど、国際貢献を通じ、地域における環境保全活動の取組を他国に向けて積極的に発信する。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

10　環境情報の積極的公開による情報の共有化

ア　環境情報の充実・発信・共有化

●さまざまな立場の人が双方向のコミュニケーションを行い、すべての利害関係者がさまざまな角度から環境情報を活用し、より良い環境保全・環境創造の取組が行うことができるよう、県や市町はホームページなどによる情報発信を充実させるなど、環境情報の充実・発信・共有化を図る。

◇各主体の取組の方向性

（今後検討）

第６部　計画の効果的推進

第１章　計画の進行管理

○本計画の目指すべき将来像の実現に向けて、第５部に掲げる各種施策を着実かつ効果的に進めるためには、計画の適切な進捗管理が不可欠である。

○計画の推進・管理はＰＤＣＡサイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会に報告し、意見・提言を求めるとともに、県庁内に設置されている「環境適合型社会形成推進会議」（会長：知事）に報告し、取組の持続的改善を図る。

○取組結果については、定期的に県ホームページ等により公表する。

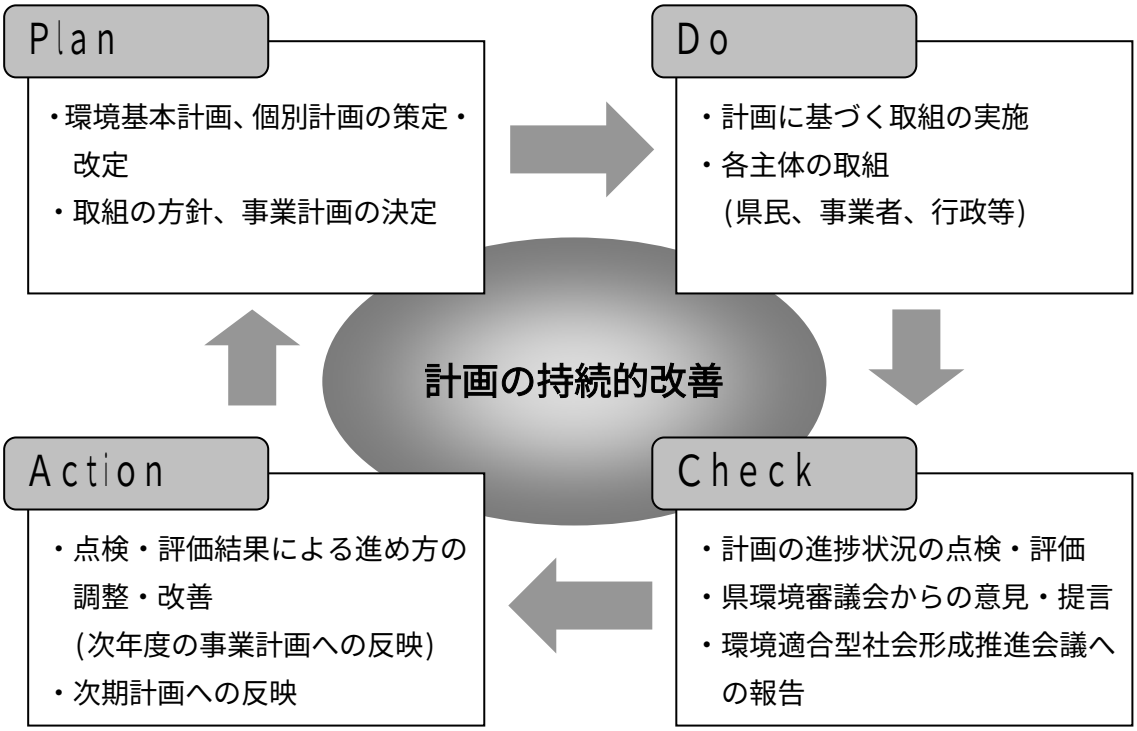

計画の進捗状況の管理方法（ＰＤＣＡサイクル）

第２章　環境指標

○第５部に掲げた各分野における目指すべき将来像の実現に向け、各分野の重点目標により進捗管理を行うほか、数値化された客観指標である「環境指標」を設定する。

○指標は、各分野における個別計画と整合を図った上で、毎年度、定期的に進捗状況を把握し、点検を行う。

○目標については、必要に応じ見直しを行う。

ひょうごの環境指標（イメージ）　（★は重点目標）

各分野における評価指標と選定理由を示す。

参考となる指標値は、個別計画に基づくものについては当該計画の目標値等と整合をとるものとし、指標となる値がないものについては、本基本計画において独自に設定している。

なお、指標値については、現時点での実績、経済・社会情勢に基づき設定しているものであり、今後、経済・社会情勢や環境の状況を勘案した上で５年（中間目標年度）経過した時点で見直すこととする。

◇「低炭素社会」に関する指標（例）

	指標名	現状値 (H23 年度末)	参考となる指標値 (指標年度)	指標設定の考え方
1	★温室効果ガス排出量の削減率	H2 年度比▲8.2% (H22 年度)	（今後検討）	（定義）県内の温室効果ガス排出量 （選定理由）県内の温暖化対策の総合的な取組状況を示す数値として選定
2	県施設における温室効果ガス排出量の削減率	H21 年度比▲0.4%	H21 年度比▲6.8% （H27 年度）	（定義）「環境率先行動計画」に基づき、県の全ての事務・事業から排出される温室効果ガスの削減割合（対 21 年度比） （選定理由）県自らの温室効果ガス排出量の削減に対する率先的な取組状況を示す数値として選定
3	うちエコ診断受診家庭数	915 件/年	（今後検討）	（定義）兵庫県地球温暖化防止活動推進センター（(財)ひょうご環境創造協会）が実施する「うちエコ診断」の年間受診家庭数 （選定理由）民生家庭部門の温室効果ガス排出量を減少させる必要があることから、家庭におけるライフスタイルの見直しにつながる行動を示す数値として選定
4	★県内の太陽光発電導入規模	144,423kW (H22 年度)	（今後検討）	（定義）県内の太陽光発電導入容量 （選定理由）代表的な再生可能エネルギーである太陽光発電に係る県内の導入状況を示す数値として選定
5	県内新規登録車のうち次世代自動車の割合	8.1% (H22 年度)	（今後検討）	（定義）【温対課にて記載】 （選定理由）運輸部門の温室効果ガスの削減を進めるとともに、自動車による排出ガスの削減にも寄与する次世代自動車の導入状況を示す数値として選定

◇「自然共生社会」に関する指標（例）

	指標名	現状値 (H23 年度末)	参考となる指標値 (指標年度)	指標設定の考え方
6	ひょうごの生物多様性保全プロジェクト実施数	49 プロジェクト	（今後検討）	（定義）「生物多様性ひょうご戦略」に基づく「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として県が選定したプロジェクト数 （選定理由）生物多様性の保全と持続可能な利用を進める上で、NPO 等さまざまな主体による生物多様性保全・再生活動への参画の状況を示す数値として選定

7	★シカ目撃効率	1.91	1.0	（定義）狩猟者１人が１日に目撃するシカの頭数 （選定理由）シカによる農林業被害、森林の下層植生被害の半減を目標に、適正な個体数管理を示す数値として選定
8	シカによる「深刻」な農業被害を受けている集落の割合	9.5% （H22 年度）	（今後検討）	（定義）森林動物研究センターが毎年実施している農業被害アンケート調査において「深刻」（生産量の 30%を超える被害）が出ている集落数の割合 （選定理由）シカによる農林業被害、森林の下層植生被害の半減を目標に、農業被害の状況を示す数値として選定
9	外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲頭数	4,292 頭/年	（今後検討）	（定義）県内のアライグマ及びヌートリアの年間捕獲頭数 （選定理由）外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止するため、外来生物防除の状況を示す数値として選定
10	★森林管理 100%作戦間伐面積	86,073ha	67,800ha (H33 年度)	（定義）「森林管理 100%作戦」により間伐が必要な 60 年生以下のスギ・ヒノキ人工林の間伐実施面積 （選定理由）森林の公益的機能を回復するとともに、経済林としての再生を目指す取組であり、環境と林業の統合的向上を示す数値として選定
11	★里山林整備面積	9,138ha	4,000ha (H33 年度)	（定義）「里山ふれあい森づくり」（ミニ里山林型・住民参画型）の整備面積 （選定理由）集落周辺の広葉樹林等において、生物多様性の保全、自然とのふれあいや環境学習の場として利活用する里山林について、整備状況を示す数値として選定
12	森林ボランティアリーダー数	500 人	1,000 人（森林ボランティア） (H33 年度)	（定義）森林ボランティア講座（リーダー養成編）の受講者数 （選定理由）ボランティア団体におけるメンバーの高齢化とリーダーとなる後継者不足に対応するため、次代のリーダー養成の状況を示す数値として選定

◇「循環型社会」に関する指標（例）

	指標名	現状値 (H23 年度末)	参考となる指標値 (指標年度)	指標設定の考え方
13	１人１日あたりのごみ排出量	910g (H22 年度)	835g （H32 年度）	（定義）県民１人１日あたりのごみ排出量 （選定理由）家庭におけるごみ排出量の状況を示したものであり、市町等のごみ排出量の減量化に向けた取組の状況を示す数値として選定
14	★一般廃棄物の排出量・再生利用率・最終処分量	排出量 2,058 千ｔ 再生利用率 17.4% 最終処分量 284 千ｔ (H22 年度)	排出量 1,937 千ｔ 再生利用率 25% 最終処分量 238 千ｔ (H32 年度)	（定義）「排出量」＝「ごみ排出量」＋「集団回収量」　／　「再生利用率」＝（「再生利用量」÷「排出量」）×１００　／　「最終処分量」＝「直接埋立量」＋「残渣埋立量（焼却灰、中間処理後残渣）」 （選定理由）循環型社会の構築に向けた取組として、一般廃棄物の排出量の削減、再生利用率の向上、最終処分量の削減の状況を示す数値として選定

15	★産業廃棄物の排出量・再生利用率・最終処分量	排出量 24,385 千ｔ 再生利用率 44.1% 最終処分量 1,174 千ｔ (H21 年度)	排出量 23,357 千ｔ 再生利用率 46% 最終処分量 641 千ｔ (H32 年度)	（定義）「再生利用率」＝（「再生利用量」÷「排出量」）×１００ （選定理由）循環型社会の構築に向けた取組として、一般廃棄物の排出量の削減、再生利用率の向上、最終処分量の削減の状況を示す数値として選定
16	市町のごみ発電能力	94,375kW （H22 年度）	127,000kW （H32 年度）	（定義）市町における一般廃棄物の焼却施設に併設されている発電機の能力 （選定理由）廃棄されるエネルギーを有効に利用し、循環型社会と低炭素社会を統合的に向上させる取組の状況を示す数値として選定
17	容器包装廃棄物分別収集率	35%	48% (H27 年度)	（定義）（収集実績量÷発生見込量）×100 （選定理由）市町が実施している容器包装廃棄物の分別収集を推進し、県全体のリサイクルの推進状況を示す数値として選定
18	10 品目分別収集する市町割合	71%	95% (H27 年度)	（定義）10 品目分別収集を行っている市町数 （選定理由）市町が実施している容器包装廃棄物の分別収集を推進し、県全体のリサイクルの推進状況を示す数値として選定

◇「安全で地域環境負荷の小さい社会」に関する指標（例）

	指標名	現状値 (H23 年度末)	参考となる指標値 (指標年度)	指標設定の考え方
19	★一般環境大気測定局における二酸化硫黄(SO_2),二酸化窒素(NO_2),浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成状況	SO_2　100% NO_2　100% SPM　71%	SO_2　100% NO_2　100% SPM　100% (H32 年度)	（定義）県及び市町が設置する一般環境大気測定局における SO_2、NO_2、SPM の環境基準達成率 （選定理由）県の大気環境の状況を示す代表的な数値として選定
20	★自動車排出ガス測定局における NO_2,SPM,一酸化炭素(CO)の環境基準達成状況	NO_2　100% SPM　74% CO　100%	NO_2　100% SPM　100% CO　100% (H32 年度)	（定義）県及び市町が設置する自動車排出ガス測定局における NO_2、SPM、CO の環境基準達成率 （選定理由）県の大気環境の状態を示す代表的な指標であり、身近な生活環境の保全の状況を示す数値として選定
21	公用車への低公害車の導入率	64.8%	（今後検討）	（定義）県が定める低公害車等導入指針に基づく低公害車の公用車への導入率 （選定理由）県自らが率先して取り組む環境対策として、低公害車の導入は、排出ガスによる大気汚染の抑制のみならず、温室効果ガスの排出抑制にもつながることから、環境負荷の低減と低炭素社会の統合的向上を示す数値として選定
22	自動車騒音の全時間帯(昼・夜)での環境基準達成状況	78%	（今後検討）	（定義）県が実施する主要な道路沿道での自動車騒音測定結果において、全測定地点のうち全時間帯（昼・夜）での環境基準を達成した地点の割合 （選定理由）道路沿道における騒音の状態を示す指標であり、身近な生活環境の保全の状況を示す数値として選定

23	★河川における BOD の環境基準達成状況	100%	100%	（定義）（河川における BOD 環境基準達成水域数÷河川の水域数）×100 （選定理由）県の水質環境の状態を示す代表的な指標であり、身近な生活環境の保全の状況を示す数値として選定
24	★海域における COD の環境基準達成状況	77%	（今後検討）	（定義）（海域における COD 環境基準達成水域数÷海域の水域数）×100 （選定理由）県の水質環境の状態を示す代表的な指標であり、身近な生活環境の保全の状況を示す数値として選定
25	工場等への立入検査数(県所管分)	大気汚染関係 507 件 水質汚濁関係 687 件	（今後検討）	（定義）県民局による大気及び水質に係る工場等への立入検査件数 （選定理由）工場等における環境関係法令の遵守状況や公害防止のための取組状況について定期的に検査、指導を行うなど、事業活動による公害の未然防止に向けた取組を示す数値として選定
26	電子マニュフェスト加入社数	2,870 社	（今後検討）	（定義）県内の電子マニフェスト制度加入社数 （選定理由）廃棄物の不法投棄防止を未然に防ぐ取組の状況を示す数値として選定
27	災害に強い森づくり整備面積	2,238ha	10,320ha (H29 年度)	（定義）災害に強い森づくり事業による整備面積 （選定理由）防災及び自然共生との連携による安全・安心な生活環境の構築の取組の代表例

◇「目指すべき社会づくりに向けた基盤整備」に関する指標（例）

	指標名	現状値 (H23 年度末)	参考となる指標値 (指標年度)	指標設定の考え方
28	環境体験事業、自然学校、トライやる・ウィーク、高校生地域貢献事業の実施状況	100%	（今後検討）	（定義）県下の小学校における環境体験事業及び自然学校実施校、中学校におけるトライやるウィーク実施校、県立高校における地域貢献事業実施校の割合 （選定理由）体験学習による環境学習は次世代の環境の担い手づくりに重要な要素であり、環境学習・教育の取組状況を示す数値として選定
29	「ひょうご環境体験館」の利用者数(累計)	28,504 人	（今後検討）	（定義）ひょうご環境体験館の来館者数及び体験館が実施する環境体験プログラムの参加者数 （選定理由）県の環境学習の拠点であるひょうご環境体験館での環境学習・教育の取組状況を示す数値として選定
30	エコツーリズムバスの利用者数	11,258 人	（今後検討）	（定義）(財)ひょうご環境創造協会が実施するエコツーリズムバス支援事業の利用者数 （選定理由）県内の環境学習施設での学習や貴重な自然環境などに触れ、環境保全意識を高めることを通じ、実践活動の促進や地域間のネットワークづくりに資する取組状況を示す数値として選定

31	ひょうごグリーンサポーター等支援者数	16,057 人	（今後検討）	（定義）県の「ひょうごグリーンサポーター」の登録者数 （選定理由）県内の幼稚園や小学校で展開する環境体験事業の支援の輪を広げることで、幅広い環境体験学習を展開することができることから、環境学習の基盤づくりを示す数値として選定
32	ひょうご環境創造協会が行う環境保全創造活動支援事業に対する申請件数	48 件 (H22 年度)	（今後検討）	（定義）(財)ひょうご環境創造協会が行う環境保全騒動活動支援助成金への申請件数 （選定理由）環境の保全・創造に関する実践活動に取り組む団体や、産・学・官の協働事業として実施する活動の支援制度であり、さまざまな主体による環境保全活動の協働取組の推進状況を示す数値として選定
33	「兵庫の環境」ホームページアクセス数	33 万件	（今後検討）	（定義）県環境部局ホームページ「兵庫の環境」トップページへの年間アクセス数 （選定理由）県の環境情報の積極的公開、県民・事業者との情報共有を充実することにより、参画と協働による環境づくりが進むことから、さまざまな主体との環境情報の共有を示す数値として選定
34	諸外国からの技術研修員受入、県からの専門家派遣者数	39 名	（今後検討）	（定義）(財)ひょうご環境創造協会など県関係機関と独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して受け入れた諸外国からの研修員の数 （選定理由）海外の友好提携地域を中心とし、本県が培ってきた環境保全技術や取組を発信し、地球規模へ環境保全の・創造の取組広げることは有益な取組であることから、諸外国との環境を通じた国際交流の状況を示す数値として選定

◇参考資料◇　環境を巡る情勢の変化

第３次環境基本計画策定（平成 20 年 12 月）策定以降の国内外の主な環境情勢の動きを以下に示す。

年月	世界の動き	国内の動き
平成 20 年 12 月	■気候変動枠組条約締約国会議（COP14：ポズナン）	■第３次兵庫県環境基本計画策定
平成 21 年３月	■アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)第 14 回政府間会合	
４月	■G8 環境大臣会合（シラクサ）	■土壌汚染対策法改正
５月	■ストックホルム条約締約国会議(COP4：ジュネーブ)	■家電エコポイント制度開始（～平成 23 年３月）
		■化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律公布
６月		■自然公園法及び自然環境保全法改正
７月		■海岸漂着物処理推進法公布
10 月	■神戸生物多様性国際対話（神戸市）	
12 月	■気候変動枠組条約締約国会議（COP15：コペンハーゲン）	■住宅エコポイント制度開始
	■アジア太平洋地域生物多様性観測推進のための国際会議（東京）	
平成 22 年１月		■コペンハーゲン合意への排出削減目標提出
３月		■生物多様性国家戦略 2010 閣議決定
５月		■大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正
		■廃棄物処理法改正
10 月	■生物多様性条約締約国会議（COP10：名古屋）	■生物多様性条約締約国会議（COP10：名古屋）
11 月	■気候変動枠組条約締約国会議（COP16：カンクン）	
平成 23 年３月		■東日本大震災発生
		■自動車 NOx・PM 総量削減基本方針変更閣議決定
４月		■環境影響評価法改正
６月		■環境教育等促進法改正
		■COD,窒素,りんに係る総量削減基本方針策定
		■水質汚濁防止法改正
８月	■EMECS9（米国ボルチモア）	■東日本廃棄物処理特措法公布
		■放射性物質汚染対処特措法公布
		■石綿による健康被害の救済に関する法律改正
11 月	■気候変動枠組条約締約国会議（COP17：ダーバン）	
平成 24 年２月		■グリーン購入法基本方針変更閣議決定
４月		■環境省「第４次環境基本計画」策定
６月	■国連持続可能な開発会議（リオ＋20）	
７月		■再生可能エネルギー固定価格買取制度開始
８月		■低炭素まちづくり促進法公布
９月		■革新的エネルギー・環境戦略決定
10 月		■地球温暖化のための税導入